

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	伊藤	良昭	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤	秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木	仁	君
財政課長	相原	光男	君
税務課長	佐藤	芳	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	鈴木	俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第4号)

平成29年12月7日(木曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第19号 柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 第 3 議案第20号 柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第21号 平成28年度船岡小学校大規模改造工事(建築工事)(債務負担行為)
(繰越明許)請負変更契約について
- 第 5 議案第22号 平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事
(建築工事)(債務負担行為)請負契約について
- 第 6 議案第23号 平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事
(機械設備工事)(債務負担行為)請負契約について
- 第 7 議案第24号 平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事
(電気設備工事)(債務負担行為)請負契約について

- 第 8 議案第 25 号 平成 29 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 9 議案第 26 号 平成 29 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 10 議案第 27 号 平成 29 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 11 議案第 28 号 平成 29 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 12 議案第 29 号 平成 29 年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 13 議案第 30 号 平成 29 年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 14 議案第 31 号 平成 29 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 15 意見書案第 2 号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書
- 第 16 意見書案第 3 号 介護福祉施策の充実を求める意見書
- 第 17 陳情第 4 号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出に関する陳情
- 陳情第 5 号 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、7番秋本好則君、8番斎藤義勝君を指名いたします。

日程第2 議案第19号 柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例

○議長（高橋たい子君） 日程第2、議案第19号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例制定は、平成29年11月から国のオンラインサービス「マイナポータル」が本格運用となったことを受け、オンラインでの申請、届け出等を可能とし、行政手続等における利便性の向上及び行政運営の効率化を図るものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第19号柴田町行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する条例について詳細説明を申し上げます。

平成29年度柴田町議会12月会議議案第19号関係資料をごらんください。

最初に、この条例を制定する目的についての概要を申し上げます。

提案理由でも申し上げましたが、この条例は平成29年11月13日から国のオンラインサービス「マイナポータル」が本格運用となったことを受け、町でのオンラインによる行政手続を可能とするための共通事項を定め、先行して子育てワンストップサービス「ぴったりサービス」を実施するものです。

今回、オンラインでの手続が可能となるものは、法定事務である児童手当、保育、児童扶養手当、母子保健の一部手続です。

では、マイナポータルとみやぎ電子申請サービスを利用した申請の流れについて説明をいたします。

左のほうをごらんいただきたいと思います。

最初に利用者のほうでございます。

利用者、いわゆる申請者ですが、最初にマイナンバーカードを取得していただき、それに基づきましてパソコンからマイナポータルへログインしていただき、オンライン申請をしていただきます。子育てワンストップサービスにアクセスされ、宮城県電子申請サービスに移行され、電子署名が送信され、今度は右の方、町担当課職員のほうをごらんいただきたいと思います。電子署名で送信されたものを申請データ受取メール受信という形で町担当課職員が受信します。その内容を書類審査・電子署名検証を行い、申請者に内容や検証を確認した結果、不備がある場合等については補正あるいは照会を行い、完了すれば受付完了ということで、改めて受付結果連絡メールということで申請者のほうにメールで送信されることとなります。

データにつきましては、紙媒体として保管し、台帳に登録する形となります。

今回の申請については、通知書の発行等については当面の間は紙媒体で申請者へ通知することとなります。来庁が必要な手続、特に妊娠の届け出等は再度本人確認を行った上で受け付け等、いわゆる母子手帳の交付を行うこととなります。

右のほうをごらんいただきたいと思います。

本町におけるワンストップサービスについては、利用者については、マイナンバーカードの交付を受け、マイナポータルの利用の登録をした方のみが利用できます。対象手続については、児童手当、保育、児童扶養手当、母子保健の4制度15手続。みやぎ電子申請サービスとの関係につきましては、町は県内の自治体が共同で利用することができるみやぎ電子申請サービスに

加入して、子育てワンストップサービス「ぴったりサービス」の電子申請に対応します。

今回のオンライン化によるメリットにつきましては、オンラインでの申請等については24時間受け付け可能で、オンラインで完了する手続等については来庁不要です。

右の表1をごらんいただきたいと思います。

対象手続につきましては、児童手当はここに明記されてある10手続でございます。保育につきましては、ここに書いてあります3手続でございます。児童扶養手当は、来年7月実施予定の現況届から始まります。母子保健につきましては、先ほどご説明申し上げました妊娠届け出につきましては、母子手帳交付が必要でございますので、来庁が必要ということになります。

以上、今回はご説明したとおり児童手当、保育、児童扶養手当、母子保健の4制度15手続ですが、今後この子育てワンストップサービス「ぴったりサービス」以外にオンライン化対象手続の拡大が行われた場合には、この条例が適用され、インターネット等による申請届け出等が可能となるために条例を制定するもので、今後、町の申請届け出等のオンライン化、電子化を実施する際の基盤となる条例でございます。

では、条例についてご説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

まず、第1条、条例の目的です。

この条例は、町の機関等に係る行政手続等について、書面等によることに加え、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法、いわゆるオンライン化、電子化により行うことができるようにするための共通事項を定めるものです。

第2条、定義です。

この条例に使われている用語のうち、誤解を招くおそれのある用語について共通の認識を持つ必要があるため、その定義をすることによりそれぞれの意味を明らかにするものです。

議案書2ページになります。

次の第3条から第6条までは、個別条例の規定により書面で行うこととされている手続等について、オンライン化及び電子化を可能にすることを定めるものです。

まず、第3条、電子情報処理組織による申請等については、第1項は条例等により書面で行うこととされている申請等を、個別条例等を改正せずに当該申請等のオンライン化等ができる由を規定しています。いわゆる申請時のオンライン化・電子化可能規定です。

第2項は、オンラインによる申請等が行われた場合については、個別条例等の規定に定めた書面等により行われたとみなして、当該条例等の規定を適用する由を規定するもので、いわゆ

る書面みなし規定です。

第3項は、町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときは、具体的には申請等を受け付けるシステムの受け付けサーバーに備えられたファイルへの記録が完了したときで、いわゆる到達時期規定です。

第4項は、オンラインで申請等を行う場合において、個別条例等の規定において署名等を義務づけているものについて氏名または名称を明らかにする措置であって、規則で定めるもので代替可能とする規定であり、いわゆる署名等代替可能規定であります。

第4条、電子情報処理組織による処分通知等についてですが、処分通知等のオンライン化を定めるもので、第1項は処分通知等のオンライン化等を可能とする規定です。第2項は、処分通知等の書面等みなし規定です。第3項は、同様に処分通知等の到達時期規定です。第4項は、書面等代替可能規定です。

議案書3ページになります。

第5条、電磁的記録による縦覧等について、縦覧等の電子化を定めるものです。第1項は、町の機関等が作成した登録簿等の縦覧あるいは閲覧についても、規則で定める方法により電子化をすることが可能であるとしています。第2項は、書面等みなし規定です。

第6条、電磁的記録による作成等について、帳簿、台帳等の書面にかえて電磁的記録の作成等を行うことができるものとするもので、前条の縦覧と同様に第1項で作成等の電子化を定めるもので、第2項は書面等みなし規定、第3項は署名等代替可能規定であります。

第7条です。本条は、オンライン化・電子化を推進するに当たり、町が講ずべき措置について定めるものです。町は、町の機関が行う手続等のオンライン化の推進に当たり、通信における盗聴や改ざんを防止するための措置を講じるなどのセキュリティーを確保するとともに、必要な整備に努め、手続そのものの簡素化・合理化を図ることとしています。

議案書4ページになります。

第8条です。オンライン化された手続等の利用状況を公表することを定めるものです。町民の皆さんにわかりやすいよう、町の機関が行う手続等でオンライン化されるもの、されたものについて一覧性をもって公表することを規定するものです。

第9条です。その他、条例の施行に関し必要な事項は別に附則などを作成することを定めるものです。

附則です。

第1項は施行期日です。この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附則の第2項は、柴田町行政手続条例の一部改正で、行政手続オンライン化条例の制定に伴い、町の機関に係る申請、届け出、その他の手続等についてオンラインにより行うことができるようになったことから、町行政手続条例における関連部分について改正する必要が生じるものです。

改正後の欄です。行政手続条例第8条第1項に、「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加え、同様に第33条第4項第2号に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）」を加えるものであります。

以上、詳細説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番斎藤義勝君。

○8番（斎藤義勝君） 8番斎藤です。

2点ほどお聞きします。

まず、マイナポータルをこれからやるに当たりまして、その前にマイナンバーですね。この交付カードは大体、なかなか思ったように進まないと聞いていたんですけども、どのぐらい進んでいるのか。

それと、マイナンバーカードを交付されて、実際にマイナポータルを利用する人はどのぐらいいると見込んでいるのか。

この2点をお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） マイナンバーカードの交付状況でございますけれども、11月末で3,995件交付しております。3月末で3,565件でしたので、今年度は430件の交付となっております。

全国との比較なんですけれども、今のところ直近のデータはありませんけれども、ことしの1月1日現在ですと柴田町は12.27%、全国は12.01%ですので、若干上回っているというふうな状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 想定される利用件数でございますが、国のほうでも11月13日に運用を開始して、始まったばかりでございますし、どのくらい実際利用されるかというところちょっと予想が立てにくいというのが本当でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○8番（斎藤義勝君） 予想が立てにくいということなんですけれども、この資料の一番最後にオンライン化によるメリットとして一番は来庁不要ということを書いてあるんですけども、これ以外にマイナポータルを利用した場合のメリット、デメリットはそんなになんかあると思うんですけども、そういったものが何かありましたら教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） メリットについては、やはり24時間いつでも申請の受け付けができるということでございます。

デメリットといいますと、やはり今はまだPCでしか対応されていませんので、スマホではまだ対応できていないという状況がございます。

あともう1点につきましては、やはり申請は添付書類とかいろいろ、オンラインでも必要な場合は来庁を要する場合があるということです。役場に書類を持ってくる可能性があるというデメリットもございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

この条例の第7条第2項に「情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない」となっているんですが、具体的にはどのような対策を講じる予定でおられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 申請をされると、データが町に来ます。そのデータにつきましては、限られた職員が扱うということになっております。その職員のもとで情報の保持を行うということになっておりますので、ほかの職員は機器を使うことはできない、秘密漏えいは起きないということを研修等で指導しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 限られた職員のみへのアクセスということなんですけど、ということはIDカード等で認識されるという、そういうシステムになっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） IDカードではなく、指紋認証をしていますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番(吉田和夫君) 6番吉田和夫です。

子育てワンストップサービスが受けられる、24時間対応なので、住民的には非常にいいサービスになるとは思いますけれども、このシステム自体、住民に対する説明ですね。我々が聞いたとしても非常に難しいし、住民に対する説明と、そこまでに至るプロセス、こういうふうになれば24時間対応で自宅から子育てワンストップサービスを申請できますよという、例えば窓口に来てどういうふうにとかと、その至るまでの説明とか、多分操作の仕方とか、自宅パソコンではこういうふうにとできますよという、こういう説明の仕方、対応はどうなさるんでしょうか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 最初に住民の方への周知でございますが、実際今条例の中で説明させていただいたとおり施行期日を1月1日からということにさせていただきたいと思っております。ですので、お知らせ版の1月1日号にこの電子申請について掲載させていただきたいと思っております。

また、使用方法というかやり方等については、窓口に来ていただければ当然お教えできますし、お知らせ版にも記載されますがインターネットでマイナポータルということでアクセスしていただくと、そのアクセスの方法が全部出てくるようになっております。それを見ていただければ、柴田町の郵便番号を入れると宮城県柴田町と出て、その中に15件の手続があって、その中から今度チェックで選んで申請を始めるということになっております。ですので、マイナポータルではやり方としてはそんなに難しくはないかと思いますが、窓口のほうでも鋭意説明していきたいと思っております。

○議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○6番(吉田和夫君) マイナポータルの画面を開いて、そのとおり進めばもちろんいいんだろうけれども、先ほどデメリットの中でもちょっとお話ししましたけれども、手続不良な場合というようなこと、せっかく来庁しなくてもいいというメリットがあるにもかかわらず、どのような想定でもう一回来ていただくというようなものがあるんでしょうか。不明な手続というのは。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) いろいろ申請があります。対象手続が15もありますと、申請は申請書1枚で終わるんですけれども、その中にはやはり今までどおり添付書類が必要なもの

は多々あると思います。あと、特に一番気になるのはやはり保健部門の妊娠届については、顔と顔を合わせた形での母子手帳交付という形で行いたいということで、やはり申請は申請で後で添付書類が必要になってくる場合はありますので、ワンストップといえどもなかなかワンストップにならない点も今のところ数多くあるという点も、これから国のほうでも改良すべき点だと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） だとすれば、やっぱりマイナポータルシステム上の進みぐあいのところにおいても、例えば妊娠なら医者診断書が必要になって、それは持参しなければならないとかというようなところまできちんと明記していただければ、もっと住民の方にはわかりやすいのかなと思います。これは改善になるのかどうか、国のシステムなのかどうか、あるいは町でそういう改良ができるのかどうかだけお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 実際に吉田議員言われるとおり、申請という形でクリックします。クリックして申請して、また何々の書類が必要ですよという画面は出てきます。あとは、来庁して母子手帳交付を受けてくださいというような内容のパソコン上の画面が出てまいります。そういうシステムを組んでおります。以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

1点目は、議案第19号関係資料の右側のほうに、本町における子育てワンストップサービスと書いてあって、利用者はマイナンバーカードの交付を受けて、マイナポータルに利用の登録をした方がのみが利用できると。米印で、これは本人確認ということだと思いますね、なりすましがないように、チップで、あとログインとかとあるんですが、私がお聞きしたいのはいわゆるマイナンバーカードの本人確認ということなんですよね。マイナンバーカード制度になってから、民間の例えば銀行とか生命保険会社とか、マイナンバーカードに関する書類提出のお願いというものが来まして、カードの表裏をコピーしてくださいとか、それができない場合は本人確認ができる例えば免許証とか保険証を2種類必ず出してくださいとかとなっているんですかね。それで、今後町のこのシステムでいくと、マイナンバーカードで、ICチップでログインすれば本人確認は終わると。民間みたいな、コピーしてくださいとか、本人確認ができるような免許証とか保険証のコピーというようなものを出す必要は、このマイナポータルと左のほうに書いてありますみやぎ電子申請サービスではそういう手続は全く要らないと理解してい

いのかどうかは1点目です。

2点目は、これを機会に町としては今後ほかの手續もあるから、行政手續の新しい条例をつくるということですが、町民からすると柴田町の役場を利用して、マイナンバーを使って利用できるものが何なのか。逆に言えば、マイナンバーを使ってでないと申請できなくなるということはないんでしょうけれども、どういうものがあるのか。また、国全体もそうなんですけれども、マイナンバーの登録が進まないというのはメリットもわからないし、逆にこれからどんな負担がふえるのかというデメリット面も、正直言って私も民間からこの前も1件、「舟山さん、申しわけないけれども役所に届け出するようになったからマイナンバー関係の書類出してくれ」と言われて、またコピーしなくてはだめなのかと。うちにはたまたまコピーの機械がありますけれども、ほかの方は今どうですかね、コンビニにコピーの機械があるからやっているのかもしれませんが、正直言ってうんざりなんです。そういう意味で、今の本人確認のことで、今後柴田町としてマイナンバーを利用してどのような行政サービスというんでしょうか、どういうものが出てくるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） ただいまのご質問のマイナンバーを使ってマイナポータルに接続するというごさいますが、マイナンバーカードを持っていると、ICチップが入っているということで、ご本人ということでございまして、表裏コピーとかということは不要となっております。

2点目のマイナンバーのメリット、デメリットとなってくると、いろいろ賛否はあるのかなとは思いますが。銀行に行って表裏、生命保険で表裏という、役所を離れた民間での活用ということだと思っておりますが、それにつきましてはやはり銀行や生命保険会社のほうでそれが必要だという規定を設けて、確認をさらに二重、三重にされているという会社の考えなんだとは思っています。国策のマイナンバー制度、メリット、デメリットということは各利用者、国民の面でそういったものがないとは言えないとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） このマイナポータルとみやぎ電子申請サービスを利用した申請の流れということでいくと、結局マイナンバーカードの交付を受けて、マイナポータルに利用の登録をした方しかできないわけですね。町民の中でまだマイナンバーカードを申請していないままでいる方は、残念ながら今のままでいくとこれは利用できないと。ちょっとその確認をしたい

んですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） マイナンバー通知のペーパーを持っているだけではできないと。カードを持った方が利用できるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありますか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） これはことしの春先にやる予定だったやつが、いろいろ国のほうの手続とかあれがおくれてこの秋になったというふうには聞いているんですが、まず第1点として当然マイナンバーの利用を促進するということも裏にはあるんだろうと思うんですけれども、これをやるには、結局登録するということはカードリーダーライターというやつをまずは手に入れないとできないということがまず1点ですよね。それは当然今までどおり個人負担ということになるので、それをメリットと感ずるかどうかはまた別な問題だと思うんですけれども、それで今限定の職員がということがあったんですが、現実的にそんなにトラブルということはないですが、この手続をするためのパソコンのトラブルとかオンラインのトラブルとかというときの代替案というのは考えられてあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 水戸議員がおっしゃいましたように、マイナンバーカードだけでは接続できませんので、カードリーダーは当然必要になってまいります。個人負担ということになります。そこは利用される方の選択ということだと思います。

あとは、先ほど指紋認証ということで限定職員にしていると。同じ課の人間でも情報は限られた者しか見られないという、セキュリティーを図るというふうにさせていただいているところでございます。

あとは、トラブルがあった場合ということですね。もちろんトラブルがないように、安全を図って、抜本的強化ということでセキュリティーのやつを昨年、機械やソフトも買わせていただきました。それで今現在運用しております。おかげさまで今のところトラブルは起きてはいないということなんです、そちらはまたさらに、こういうマイナンバーもスタートしておりますので、注意深く監視をしてみたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） トラブルはないにこしたことはないし、あったとしてもそういうふうにはリカバリーする手も当然打ってあるということなんです、この条例の中に縦覧ということが

出てくるんですが、この縦覧というのは一体どういう意味なのかと。いわゆるこの利用した方全部が、固定資産台帳みたいな縦覧という意味なのか、使った人だけが自分が何をいつどういふふうにしたかということ縦覧できるということなのか、その縦覧の意味について、個なのか集団というかそういうことで見られるのかということをお聞きしたいと思います。

あと、自分が何をいつどのようにして使ったかというのは後で閲覧できるんだというふうなこともあるようですけれども、これについては要は個人的に見るということになるとそのカードを使って見るということなのか。

その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 縦覧につきましては、自分自身の電磁的記録を見るという形になります。あとは、閲覧記録も自分のもの、自分が見たものだけしか見られないということになります。

○議長（高橋たい子君） 課長、カードを使ってやるのかどうかということ。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 済みません。当然カードでマイナポータルに入っていって、そういう作業をしていくという形になっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） わかりました。そうすると、かつてマイナンバー制度のときもいろいろ議論があったわけですが、あのときも紛失したらどうなるかという議論もあったんですが、このカードの保管というのを非常に大事にしてくださいというようなことを周知していかないと、今は何でもかんでもカードで通用する世の中になっているので、カードの保管は個人的なことになるのかもしれませんが、その辺の注意についてはよく周知、PRしていただきたいというふうに思うんですが、当然その辺は考えていますよねということでお聞きします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 紛失ということもありますけれども、ほかの重要な書類とともに、紛失がないとは限りませんが、窓口のほうに交付の申請、来たお客様についてはその辺は大事なものですよということをいろんな資料と一緒に説明をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

実施時期の確認なんですが、条例自体は来年1月1日から施行ですが、実際に1月1日からもう使えるということによろしいのでしょうか。

それから、斎藤議員の質問にマイナンバー申請の人数が先ほどありましたよね。3,995件ということだったんですが、これはカード交付を申請した人数でよろしいのでしょうか。確認です。

実際にお知らせ版に載ると、年明けにマイナンバーカードの交付申請がある意味殺到する可能性があるかと思うんですが、職員体制は十分に考えられているのでしょうか。殺到した場合に待たせないような工夫というのは考えていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。1点目。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 1点目でございますが、1月1日からできるように今準備しておりますので、大丈夫でございます。

○議長（高橋たい子君） 2点目、町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 先ほどの件数、3,975件は交付件数でございます。

あと、職員の体制なんですけれども、年末年始というのはちょっと考えていまして、年度末に関しては住民の移動もありますので、それについては臨時職員等をふやして、待たせないようにというふうな体制は考えております。

済みません、先ほどの件数ですけれども、3,995件で、交付申請の数です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号柴田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童福祉法第34条の8の規定に基づき、平成30年度から柴田小学校区に放課後児童クラブを開設し、保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

主な改正内容は、名称と位置を追加するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それでは、議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議案書7ページをお開きください。

今回の改正につきましては、これまで放課後児童クラブが未設置でありました柴田小学校区内に、新たに平成30年度から柴田小学校内に定員15名の柴田放課後児童クラブを設置するために改正するものであります。

条文に入ります。

第2条第2項、改正後でございます。名称、柴田放課後児童クラブ、位置、柴田町大字葉坂字鍛冶内30番地を新たに加えるものです。

附則です。この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。9番平間奈緒美さん。

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

4月に向けて準備が進んでいると思いますが、現在の進捗状況について伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 場所につきましては、柴田小学校の中にPTAルーム室というのがございました。そのPTAルーム室を利用させていただいて、そこに放課後児童クラブを設置するというので、今回の補正予算にその改修費等を上げさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号柴田町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第21号 平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負変更契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第21号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第21号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在、町が発注している船岡小学校大規模改造工事（建築工事）において、工事内容の変更を行うものです。

主な変更内容は、内外壁の補修延長、北校舎東棟屋上防水改修仕様の変更等を行うものです。請負業者との協議も整い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、議題となっております工事請負変更契約について詳細説

明をいたします。

議案書9ページをお開きください。

議案第21号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負変更契約について説明をいたします。

この工事につきましては、平成29年6月9日に工事請負契約の議決をいただき、施工を進めております。

工事の主な変更内容につきましては、内外壁改修に当たり、ひび割れ等の補修数量が増となったことなどから、増額の変更契約をするものです。

これに伴い、契約の金額につきましては変更前2億1,600万円で請負契約を締結しておりましたが、973万2,960円を増額して、変更後の契約金額を2億2,573万2,960円とするものでございます。

変更契約の相手方は株式会社松浦組となります。

なお、11月21日に仮契約を締結しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 続きまして、工事の変更内容について補足説明をいたします。

お手元の平成29年度柴田町議会12月会議議案第21号関係資料をごらんください。

船岡小学校大規模改造工事（建築工事）で、上のほうに北校舎の南立面図、下には左から教室平面図、北校舎東棟屋上平面図、右下の表が工事内容の変更概要となります。

今回の変更の主な点は4点ございます。

まず1点目です。校舎の内外壁改修に当たりまして、仮設足場組み立て後の調査により精査したところ、外壁、また建物内壁等のひび割れ等の補修箇所が増加し、外壁で190メートル、内壁で38メートルの補修数量の増となっております。

2点目、3点目ですが、北校舎東棟の2階建ての部分の屋上について、手すりを塗装改修としておりましたが、船岡小学校との協議で、児童、教職員は屋上に立ち入りをしないため、現在ある手すりは不要ということであり、老朽化している屋上手すりを撤去に変更しました。

また、屋上防水改修に当たり、詳細調査により既存の屋上防水内部に水分を含んでいる可能性があり、密着工法での改修後、水蒸気による膨らみが生じるおそれがあること、また屋上への立ち入りが無いことに伴い、密着工法から絶縁工法に仕様変更するものです。

4点目です。教室平面図になります。教室の内装工事に当たり、教室の窓台の状態が悪く、

そのまま塗装すると剥がれてくるおそれがあることから、既存メラミン板に合板張りとするほうが丈夫で見た目にも望ましいことから、塗装改修を合板張りつけ改修に仕様を変更するものです。

以上で変更工事内容の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

何点か質問させていただきたいと思います。

まず最初に、内外装のひび割れの補修がかなりふえているんですけども、この補修のやり方の仕様についてちょっと教えていただきたいと思います。

それと、屋上の手すり撤去ということなんですが、密着工法で水蒸気が出てきて膨らみがあるからできないということなんですが、今の技術でいくと水蒸気を逃がしてもう一回補修するというやり方もあるんですけども、それに比べて絶縁工法が金額的に安かったという、そういう設定で変えたのでしょうか。そのことを教えていただきたいと思います。

それと、手すり撤去なんですけれども、これは防災上也考えた上で、上には人が立ち入らない、防災上也別にここは使わないという、そういう意味も含んでいるのかについて教えていただきたいと思います。

それと、平面図から見まして、窓台と腰壁がラワン合板で張るということなんですが、窓台も張るとなるとかなりぐるっと囲むような張り方をしていって、下に腰壁が出るという、こういうつくりを全てメラミン合板でやるのかどうか。かなり安直なやり方にも私には見えるんですけども、その辺の中身について教えてもらいたいと思います。

それと、平面図のほうで見ますと、一番右側のほうに一部だけ斜線が引いてあるところがあるんですけど、これの意味がちょっとわからないので、教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 外壁等のひび割れということで、こちらのほうは図面で言いますと上の南立面図の左側ですね、西側の部分、3階建ての部分なんですけど、工法といたしましてはまず建物の外に仮設足場を組み立てまして、高圧洗浄でまず壁をきれいにして、クラック、欠損、コンクリートが押し出されてということなんですかね、そういう部分を今回確認をさせていただきました。ひび割れ部分に関してクラックに関しては、ひび割れ部分に対して塗装する前にひび割れをなくす形にして、今回塗装をしている状況です。当初、設計の際にはひび割

れ全体が見えているわけではございませんので、今回施工する際に現場での協議の上で進めてきている状況です。

屋上、南立面図の右側になりますが、2階建ての部分です。もともとは密着工法で行うという想定で考えていたんですが、まず手すりのほうからお話したいと思うんですが、今現在、学校のほうでは2階の屋上部分に子どもたちが出入りすることは全くないということがあります。それで、手すりに関して塗装で改修をするという考えだったんですが、老朽化していて、なおかつ使わない、これから防水工事をする上において構築物がない、手すりがないほうが防水工事においては今後防水機能が長持ちするというので、あとは要は屋上に手すりと言えども重いものを置いているということがあるものですから、それをなくすことによって耐震的にも今後大丈夫になっていくだろうということで、今回まず手すりを撤去するという方向になりました。

密着工法から絶縁工法に変えるということなんですが、現場の屋上の状況で、今現在は密着工法で施工されていたんですが、どうも膨らみ、水分が含まれているような状況が見受けられるということでした。それで、密着工法であれば上に人が上がっても大丈夫なような工法なんですが、絶縁工法にいたしますと人が上がるということは防水機能を低下させてしまう部分もありまして、絶縁工法にして脱気孔を設けまして、中の水蒸気等が出るような形で今回絶縁工法ということで変更させていただきました。絶縁工法のほうが、今後のことを考えた場合に、次回例えばまた防水をする場合においても絶縁工法のほうがコストが安く済むという、ランニングコストを考えた場合には絶縁工法で進めたほうが、今回密着工法から絶縁工法にすることによって若干金額的にはふえてはおりますが、やはり防水機能を強化する部分、現行の水分が含まれている部分等を考えれば、絶縁工法のほうがランニングコストも含めて有利だろうということで今回変更しております。

窓台の改修なんですが、窓台の状況はひび割れやささくれ等が生じておりまして、当初この部分に関しては塗装でということ想定していたようでした。ただ、現状を見ました場合にはそこは塗装ではなくて合板を張るということになるんですが、メラミン板ということで今現在はなっております。今後どうしていくかといいますと、既存のメラミン部にラワン合板を張りつけ、その上にまたメラミン板を張りつけると。というほうが、今状態の悪い部分を塗装すると、きれいに見えるんですが、現実的にはやはりそれでは子どものけが等も生じてしまうのではないかということなものですから、一度合板を張って、もう一度そこにメラミン板を張るという作業になります。

平面図の斜線ですが……、申しわけありません、斜線部分ですが、FF暖房機が設置してあるんですが、もしかしますとその部分を別に記載しているのかなと思うんですが。

あと、ひび割れの補修なんですけど、大きいものに関しては樹脂を注入して、小さいものは削って、シーリング処理をしているというような状況になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 納得させていただきました。ただ、屋上部分なんですけれども、多分人が上がらないという前提で絶縁工法に切りかえていったと思うんですけれども、防災上の観点から、これからも避難場所としてここは全然見なくても大丈夫なのかなということだけちょっと確認したいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 防災上、避難所と3階建て2階建ての部分なものですから、学校との協議の中では、今までもこの屋上部分に子どもたちが出入りをしたのはこの学校を建てた当初だけだということで、現在は鍵をかけて、全く子どもの出入りができない状態にしているということで、逆に今屋上には子どもを上げていないという部分があるんですね。やはり上がれない状態のほうが学校としては管理をしやすいという部分があるということで、そういうことであれば防水機能を長くもたせるという意味でそういう工法に変更させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

1点目は、外壁と内壁のひび割れの件なんですけど、先ほどの説明で、精査したらこういうふうに外壁で190メートル、内壁で38メートルふえたと。そうすると、この工事をそもそも始めるときの基本設計とか実施設計の段階でのひび割れの検査の方法というんですか、例えばこれなら補修しなくてもいいよとみなして設計とかをやっていたのが、工事がいざ始まって、精査したらやっぱりこの部分もひび割れの補修が必要だという。私からすると、ひび割れのチェックの方法というのが最初と後のほうでどのくらい違ったものかなという疑問というんでしょうか、最初からかなり細かく精査したならば190メートルぐらい外壁の補修が必要だと見られないのかなと。まずその1点です。

2点目は、今も屋上の手すりのことが出ていましたが、先ほど秋本議員が災害とか万が一のときのことをちょっと聞いたような気がしたんですが、学校はふだん管理上、職員も生徒も上に上がらないから鍵をかけている、管理上はそのほうが良いと言いますが、柴田町で海からの

津波という心配はないけれども、もしも白石川が氾濫したとすれば、土手を超えて土手内地区の住民の方、まず最初に上がるのは東北本線の線路の上ですかね、高いところ。しかし、それも超えるようなもしも白石川の氾濫が発生した場合、船岡小学校の屋上に万が一の場合避難するという、そこまで町としての防災計画というか避難計画があるべきではないかなと。そのためには、やっぱり手すりは残しておく必要があるんじゃないかなと私は思うんですけども、どうでしょうか。

それと、鍵をかけて生徒も出入りできないようにしていると言いますが、いじめに遭って自殺なんていうことはちょっとないと思いますが、念のために私は手すりとかというのはやっぱりそういう意味でも残しておいたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、外壁のクラック、ひび割れ等の想定なんですけど、実施設計の際にはやはり目視なり打音検査をしながら実施設計の中では行っている状況で、ただそれは全体を見ているわけではありませんで、校舎の外壁の何%程度がクラックが入っているだろうということでの実施設計のようです。実際今回高圧洗浄することによって、外壁自体がもともと黒ずんでいたり、クラック自体が全く見えていない部分がありました。今回、足場を組むことによって本当に目視というか、全てできる形での修理に入っておりますので、やっぱり現場で進めていく中できれいな状態になった時点でクラックが当初想定よりも経年劣化というか、いろんな状況によって今回クラックが多かったという部分で、実施設計でそこまで見れるかというとなかなかそれは難しいのではないかとということで、今回業者との協議の上で進めてきております。ですので、なかなか実施設計どおりの数量というのは外壁のクラックに関しては難しいというのが現状のようでございます。

それから、屋上の手すりなんですけど、議員のほうから例えば災害時ということなんですけど、まずここは2階の屋上になります。船岡小学校は西側に3階部分がございますので、この2階の屋上より高い部分があります。あと、船岡小学校の避難所は体育館ということで想定されております。教室までは想定されておられませんけど、ただ2階の屋上よりも高いところに3階部分がございますので、そういう部分では緊急時には全く出られなくなるわけではございませんので、あくまでも防水機能の強化という部分で今回手すりをなくさせていただいていますが、屋上自体はフラットな状態でありますので、そういう部分では、ないとは思うんですけど大丈夫なのかなと思います。

いじめ等の子どもの自殺ということなんですけど、やはり学校のほうで屋上に出られないよう

にということで、ドアの鍵に関しても徹底した管理をしております、まず出られないようにするという部分に関しては学校のほうも今後も鍵等の管理を十分にしていくということで、協議の中では全く出られない形のほうがいいということでしたので、そういう形で進めております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 外壁に関して、黒ずんでいると。私も電車に乗っていて、母校の船岡小学校、何でこんなに黒ずんでいるんだと思っていたことがありましたが、高圧洗浄をするということですが、今回のこのひび割れの補修なんかで今のような高圧洗浄とかをして、黒ずみは解消できるのか。それとも、この工事をやってどのくらいなんですか。例えば白くなったけれども、また20年、30年後には今のように黒ずむことというのは想定できるんですか。ちょっとその点。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今現在、北校舎のほう、電車から見ていただくと、工事が終わっている西側の部分、3階建ての部分、非常にきれいに白くなっております。ですので、東側の部分と対比ができるんですが、ただやはり風と雨が当たれば、全く黒ずみませんということは言えないかと思えます。ただ、今現在塗装している部分に関しては、今の技術の中ではそういう汚れがつかないような形になっております。ただ、全く今後10年後、20年後黒ずまないかという、その辺はやはり北風、西風等当たりますので、また雨も降るということもありますので、ただ前よりはそういう黒ずみ等の汚れというのはつかない形での施工をしていただいておりますので、大丈夫かとは思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

今の北校舎の屋上のことなんですが、西の棟のほうの屋上はどのような状況になっているのでしょうか。そこは手すりはどうなっているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 3階建ての部分のほうなんですが、こちらにはもともと手すり等は設置されておられません。真ん中に時計台みたいなのがありますので、そのところに高架貯水槽があるので、そういう点検等で上りだけですので、3階建ての部分にはありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、屋上そのものも防水というのは考えなくていいんですか。大丈夫なんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 申しわけありません。3階建ての部分の屋上は、もともとの状況がこちらの2階建てのより悪くはなかったので、当初想定どおり密着工法で防水は施工されております。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号平成28年度船岡小学校大規模改造工事（建築工事）（債務負担行為）（繰越明許）請負変更契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから休憩いたします。

10時55分、再開いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第5 議案第22号 平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について

日程第6 議案第23号 平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約に

ついて

日程第 7 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 4 号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約に

ついて

○議長（高橋たい子君） 日程第 5、議案第 22 号平成 29 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 4 号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第 6、議案第 23 号平成 29 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 4 号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について、日程第 7、議案第 24 号平成 29 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 4 号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約について、以上 3 件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第 22 号平成 29 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 4 号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約について、議案第 23 号平成 29 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 4 号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約について、議案第 24 号平成 29 年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅 4 号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についての提案理由を申し上げます。

北船岡町営住宅 4 号棟は、二本杉町営住宅建替事業の一環で、北船岡町営住宅 3 号棟の南側に新たに建設するものであります。

本工事は、建築工事、機械設備工事、電気設備工事に分離発注するもので、既決予算に基づき 10 月 18 日に特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札の公告を行い、11 月 14 日に入札執行いたしました。

議案第 22 号につきましては、建築工事が対象となっております。

入札参加者は、株式会社八重樫工務店、株式会社四保工務店、株式会社松浦組、株式会社サカモトの 4 者でありました。

入札を執行した結果、株式会社四保工務店と 6 億 8,040 万円で工事請負仮契約を 11 月 16 日に締結いたしました。

議案第 23 号につきましては、機械設備工事が対象となっております。

入札参加者は、株式会社登勇管工設備、有限会社高美住設の 2 者でありました。

入札を執行した結果、有限会社高美住設と1億854万円で工事請負仮契約を11月16日に締結いたしました。

議案第24号につきましては、電気設備工事が対象となっております。

入札参加者は、笠松電気株式会社、株式会社加藤電設工業、株式会社新日電業商会、窪田電気工事株式会社の4者でありました。

入札を執行した結果、笠松電気株式会社と7,430万4,000円で工事請負仮契約を11月16日に締結いたしました。

以上3件の工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、一括議題となりました議案第22号から議案第24号までの平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事請負案件3件に係る入札と契約に関する詳細説明をいたします。

北船岡町営住宅4号棟新築工事は、建築工事、機械設備工事、電気設備工事に分離発注いたしますが、この3件全ての工事設計額が5,000万円を超えておりますので、指名委員会の内規により施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式による制限付き一般競争入札を執行しております。

なお、3件の落札者とは11月16日に仮契約を締結しております。

議案書11ページをお開きください。

まず、議案第22号平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約についてです。

契約の内容についてですが、記の2、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約で、3の契約の金額は消費税を加算して6億8,040万円となりました。

4の契約の相手方は株式会社四保工務店です。

入札の結果を説明いたしますので、別冊の議案第22号・23号・24号関係資料、工事請負契約案件資料の1ページをごらんください。

入札参加者は、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企

業を確保する観点から、建設業法による県の建築一式の総合評価点が800点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、表のとおり町内業者3者、町外業者1者の計4者から申請がありました。

この入札参加申請のあった4者について、11月8日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

2ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は11月14日、予定価格は消費税抜きで6億4,384万5,000円、最低制限価格は消費税抜きで5億9,300万円です。

工期は、議決日の翌日から平成30年12月25日までとなります。

落札者決定までの経過を下の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点はそれぞれ記載のとおりですが、2番の株式会社四保工務店と3番の株式会社松浦組が満点の10点、1番の株式会社八重樫工務店が5点、4番の株式会社サカモトが1点となりました。

次に、価格に関する評価では1番の株式会社八重樫工務店、2番の株式会社四保工務店、3番の株式会社松浦組の3者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。

最低入札価格6億3,000万円で応札しました株式会社四保工務店に価格評価点として満点の90点を配点し、総合評価の対象となったほかの2者は株式会社四保工務店の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社八重樫工務店は88.73点、株式会社松浦組は89.01点となりました。総合評価の結果は、合計で2番の株式会社四保工務店が100点、3番の株式会社松浦組が99.01点、1番の株式会社八重樫工務店が93.73点となり、総合評価点の高い株式会社四保工務店が落札者となりました。

次に、議案第23号平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約についてです。

議案書に戻っていただきまして、13ページになります。

契約の内容についてですが、記の2、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約で、3

の契約の金額は消費税を加算して1億854万円となりました。

4の契約の相手方は有限会社高美住設です。

入札の結果を説明いたしますので、先ほどの別冊の工事請負契約案件資料の3ページをごらんください。

入札参加者は、地元企業等の参加に配慮し、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の機械設備工事一式の総合評価点が750点以上であることなどを条件として制限を付し、参加を求めた結果、表のとおり町内業者2者から申請がありました。

この入札参加申請のあった2者について、11月8日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

4ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は11月14日、予定価格は消費税抜きで1億960万円、最低制限価格は消費税抜きで1億円です。

工期は、議決日の翌日から平成30年12月25日までとなります。

落札者決定までの経過を下の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績などの6項目の評価点はそれぞれ記載のとおりですが、2番の有限会社高美住設が満点の10点、1番の株式会社登勇管工設備が8点となりました。

次に、価格に関する評価では、2者の入札価格とも予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。

最低入札価格1億50万円で応札しました有限会社高美住設に価格評価点として満点の90点を配点し、株式会社登勇管工設備は有限会社高美住設の入札価格に応じた価格評価点を計算し、86.56点となりました。

総合評価の結果は、合計で2番の有限会社高美住設が100点、1番の株式会社登勇管工設備が94.56点となり、総合評価点の高い有限会社高美住設が落札者となりました。

最後に、議案第24号平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についてです。

再度議案書に戻っていただきまして、15ページになります。

契約の内容についてですが、記の2、契約の方法は制限付き一般競争入札による契約で、3の契約の金額は消費税を加算して7,430万4,000円となりました。

4の契約の相手方は笠松電気株式会社です。

入札の結果を説明いたしますので、別冊の工事請負契約案件資料の5ページをごらんください。

入札参加者は、地元企業等の参加に配慮し、参加資格を県南地域の4市9町に本社が所在する事業者とし、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらに価格と品質の両面から総合的にすぐれた企業を確保する観点から、建設業法による県の電気工事一式の総合評価点が700点以上であることを条件として制限を付し、参加を求めた結果、表のとおり町内業者1者、町外業者3者の計4者から申請がありました。

この入札参加申請のあった4者について、11月8日の指名委員会において資格審査を行い、入札参加資格を有することと認めております。

6ページをお開きください。

入札結果調書になります。

入札執行日は11月14日、予定価格は消費税抜きで7,290万円、最低制限価格は消費税抜きで6,600万円です。

工期は、議決日の翌日から平成30年12月25日までとなります。

落札者決定までの経過を下の表で説明いたします。

この表にあります評価基準に従い、入札者を評価したのですが、配点については価格以外の評価点（A）が10点、価格評価点（B）が90点となり、総合評価点はAプラスBの満点で100点となります。

まず、価格以外の評価項目及び評価点では、企業の施工実績など6項目の評価点はそれぞれ記載のとおりですが、1番の笠松電気株式会社が満点の10点、2番の株式会社加藤電設工業が5点、3番の株式会社新日電業商会並びに4番の窪田電気工事株式会社が7点となりました。

次に、価格に関する評価では、1番の笠松電気株式会社、2番の株式会社加藤電設工業、4番の窪田電気工事株式会社の3者の入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあることから、総合評価の対象となりました。

最低入札価格6,880万円で応札しました笠松電気株式会社は価格評価点として満点の90点を配点し、総合評価の対象となったほかの2者には笠松電気株式会社の入札価格に応じた価格評価点を計算し、株式会社加藤電設工業は88.58点、窪田電気工事株式会社は86.97点となりました。

総合評価の結果は、合計で1番の笠松電気株式会社が100点、2番の株式会社加藤電設工業が93.58点、窪田電気工事株式会社が93.97点となり、総合評価点の高い笠松電気株式会社が落札者となりました。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 続きまして、工事概要を申し上げたいと思います。

関係資料については7ページでございます。お開き願います。

まず、左上に案内図を示してございます。これまで1号棟59戸、2号棟47戸、3号棟62戸、そして今回は赤い色で区域を示しておりますけれども、こちらの場所に4号棟の建築というふうになります。

右上の外観イメージ、南立面図ということで、これは白石川のほうから眺めたイメージということになります。

それでは、建築の概要でございます。

右下の表でお話いたします。

最初に構造でございます。鉄筋コンクリートづくりの3階建てでございます。

敷地面積については3,084.45平米、建物の規模につきましては建築面積1,108.53平米、延べ床面積については2,246.68平米となります。

整備戸数でございます。1LDKが12戸、2LDKが8戸、3LDKが9戸でございます。

工期につきましては、契約締結日の翌日から平成30年12月25日としております。

建物の仕様でございます。視覚障がい者対応ということで、誘導ブロック、それから外部の廊下の手すりを設置いたします。それから、外部階段につきましては、避難しやすいよう2カ所設置しまして、経路を2系統とするものでございます。

次に、エレベーターです。これは13人乗りでございます。電気は、これまで住居内はLED照明としていましたけれども、4号棟は共用部の非常用照明も含めてLED化してございます。

それから、駐輪場は30台収容となります。

続いて、左下の工事内容です。主なものを記載してございます。

まず、建築工事の概要になりますけれども、本体工事一式となっております。

くい工事です。現場打ちぐいになります。直径が1.6メートル、深さについては40メートルです。24本を予定してございます。くいを打った後は、当然掘削を行って土工事等が入りまして、躯体コンクリートの打設、それから建具、塗装、内装、エレベーターなどが主な工事の内容ということになります。

続いて、機械設備工事です。

衛生器具、これは用便器、それから洗面化粧台などでございます。さらに、給排水設備、受水槽などでございます。

それから、電気設備でございます。これは、今回の建物にかかわる電気設備を総称して電気工事としてございます。一般的な工事としては、照明、インターホン、分電盤、避雷針、テレビの共同受信設備、それから自動火災報知機などでございます。

8ページをお開きください。

上の図が1階の平面図になります。図面の上側が北側になりますが、イオン側となりまして、真ん中あたりがエントランスホールになります。エントランスを入りますと、すぐにE V13人と書いてございます。これはエレベーターですが、非常に文字が小さくて見えにくいと思いますが、エレベーターの表示ということでございます。この玄関ホールを境にして、左側に5戸、1LDK2戸、2LDKが2戸、3LDKが1戸となります。次に、右側です。1LDK2戸、3LDKが2戸の4戸となります。1階フロアは合わせて9戸となります。

それから、駐輪場につきましては図面の真ん中にありまして、30台の駐輪スペースを設けてございます。

それから、1LDKの部屋につきましては、リビングダイニングのほかに6畳の和室を1つ加えて1LDKとなります。それから、2LDKの間取りにつきましては、リビングダイニングに和室6畳、それから4畳半の洋室を加えて2LDKとなります。それから、3LDKの間取りについてですが、12.5畳のリビングダイニングに6畳と6.1畳の洋室2つ、それから和室が6.1畳1つとなるものでございます。

9ページをごらんください。

図面の下になりますけれども、これが2階と3階の間取りになります。真ん中を境に左側が5戸、これは1階同様でございます。右側については、駐輪場スペースがなくなりますので、2LDKの部屋が1つふえますので5戸となります。2階と3階フロアについてはそれぞれ10戸となります。

次に、10ページをお開きください。

一番上が南立面図、白石川方向から見たもの、真ん中が北立面図、イオン側から見たものということになります。

一番下の東西方向からの図面ですけれども、1号棟、2号棟、3号棟と同様に4号棟も4という文字を示しまして、4号棟であるということをあらわします。

それから、図面の真ん中の北立面図のところに建物の横幅が記載してございます。長さについては、非常階段を除くと72.9メートル。1号棟、2号棟、3号棟、4号棟まで含めると一番長い建物ということになります。

それから、東西の立面図に高さが記載してございます。高さについては、屋根までの高さで11.35メートルとなります。奥行きにつきましては、バルコニーと通路部を除きますとちょうど10.5メートルとなるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 財政課長から、さきの補足説明について訂正の申し出がありますので、これを許します。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 先ほど入札と契約に関する詳細説明をいたしました。機械設備工事及び電気設備工事の入札に参加する資格で、私「特定建設業」の許可を受けていることと説明しましたが、これは「一般建設業」の誤りでした。訂正いたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。**

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

第22号議案について、この資料で外観イメージ図というのが出ていますが、完成している3号棟、今度の4号棟、それから一応5号棟の図面ももう出ておりますが、車が映っているこの駐車場の関係についてお聞きしたいんですが、この完成している3号棟と4号棟の間の土地というのが一通り駐車場ということで使用されるのか、それともこの図面にあるような左側といえますか、それだけになるのでしょうか。

そしてまた、4号棟と5号棟のところも、この図面でいくと2台だけ車がとめてありますが、5号棟というのは後ろが大きな道路に面したところで、そんなに周りが余裕のあるスペースのようにこの図面では見えないんですけれども、そういう意味でこの3号棟、4号棟、5号棟の駐車場というのはどのように設計されているのかお聞きしたいと思います。

2点目は、今回4号棟をやって、将来5号棟もということなんですが、二本杉町営住宅建てかえの事業というのはあと残り、この4号棟が完成したとしてどのくらいの工事量、予算額とこのを見ているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まず、駐車場の関係でございます。

3号棟の前については、12月3日から供用開始した駐車場でございますが、まさに1号棟、2号棟、3号棟分の駐車場ということです。それから、4号棟については南側に駐車場を持ってくるという計画でございます。図面上で大変申しわけないんですけども、2台だけばさつと書いてあるように見えますけれども、南側にまさに駐車場は持ってくる。5号棟のちょうど後ろ部分に持ってくるということになります。

それから、これからの残りはどのくらいあるんだというご質問でございますけれども、一般質問等々でも何回か聞かれております。今回、東側ということで、今のところは5号棟までやらせていただいて、それから状況を見て西側については判断させていただきたいというのは、これは一貫してずっと言っていることでございます。西側についても、実際は4号棟を予定しているの、二本杉、北船岡の建てかえについては9棟予定している中で今回5号棟までまずは決めさせていただきたいということでございます。

それから、全体事業費というお話もございましたけれども、一番最初に二本杉町営住宅建てかえということで、全体的な概算というのは計画を立てたとき、平成12年3月には幾らという全体の事業費を持っていました。それから、標準事業費というのが示されますので、それでも示していた。ただし、今回のように4号棟はボーリングをして、きっちり外観も、それからどういう構造というのも一つ一つの設計上成り立ってくるものですから、それによって当然判断されるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 駐車場のことをお聞きしましたが、今この町営住宅は入居に当たって所得制限とか、例えば車の所有がだめだというような、昔そういうことがあったというふうにも聞いたことがあるんですが、今のこの新しい住宅では、車社会とかそういう時代なので、入居のときに所得制限、そして車の所有がだめとか、昔の基準と言ったらおかしいんですがそういうものはないというような確認をしたいというのが一つです。

それから、3号棟完成のころ私お聞きしました。右側という言い方はおかしいんですが、万

が一のときの避難路という意味で、この資料の左の案内図というのでも、新しくくねっとしたほうじゃなくて反対側ですね、北船岡の二丁目のほうですか、仙南中央病院のほうに行く、脇の町道のほうに、ふだんはシャットアウトしているけれども、万が一のときは外して逃げられるようにするとか、そういうふうにしたらいんじゃないですかと言ったんですが、1号棟の後ろとか3号棟、今度の4号棟でそういう点はどういうふう考えているかというのをお聞きしたいと思います。

3番目なんですが、1号棟か2号棟完成のとき、私近辺の住民からくい打ちの振動がひどくて外壁にひび割れが入ったというような相談を受けたことがあったんですが、3号棟、それからこの4号棟の新築工事の場合、そういう心配はないのか。差し当たりそこをちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 車を持っていることに対しての制限は当然ございません。あくまでも収入基準に基づいての入居ということになります。

それから、緊急避難路として舟山議員からご提案とかもあって、これは東西にということだったんですが、メインとなるのが西側からこう入ってくるというのがメインで、いろいろ出入りします。現在は、東側からも出入りができるような仕組みにしていました。

それから、くい打ちの振動、ご心配されてということでございます。これはたしか前もちらっと私お聞きして、なかなか個人名とかは言いにくいんですが、お店をやっている方とかからだったと思います。今回、現場打ちぐいでもございまして、アースドリル方式といって1回掘って、振動とかを極力抑えるような方式を採用してございますので、その辺についてはご心配はないかなというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 最後に、本来は9棟を予定していると。まずは今東側で、西側については状況を見てという答弁がございましたが、結局古い町営住宅にお住まいで、当時アンケートをとって、新しくしたら移ってもいいよとか、そういうことで入居を希望された方が、今のところあれですか、3号棟まで完成して、今後4号棟となりますが、その希望がかなっている、町としては逆に高齢化が進んで、入居予定だった方が亡くなったりして、ほかの一般の方にも抽選で新しいほうにも入居させたりしているようですが、まずこの古く入っていた方で入居を希望した方は間違いなく優先的に入居されていると。ちょっとその点を確認したいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 二本杉町営住宅については、当初300戸ありまして、現在212戸除却してございます。70棟の棟数があって、現在48棟除却しています。それで、現在は西側に22棟残っています。88戸ということで部屋はキープしてあるんですが、そのうち、現在43世帯が入居されています。そのうち、4分の1はもう4号棟にぜひ入れてほしいということでお話を承ってございます。確かに移った人の願いはかなえておりまして、優先的に入れるというのは当然だと思っています。ただ、29戸全てに入られるのかと言えば、私のほうもこれから入居してもらえようお話をしていることにはなりません。ただ、埋まらなかった場合、所得とか、例えば家賃とかが上がっていくことに不安があるとか、あるいは病気で実は別な施設に入ってしまったとか、諸条件でもって入れられない人もやっぱりいるわけでございますので、そういった場合は古い住宅、例えば並松とか神山前とかそちらのほうに入っている方に声がけしたり、あるいはそれじゃなければ一般にも開放するということになろうと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。17番水戸義裕君。

○17番（水戸義裕君） 1点だけ。今、非常用照明ということで、その非常用照明というのはいわゆる自家発電というか発電装置があるのかということにも絡むんですが、今までも3号棟までも考えていることはあったんですが、何せ7階、8階というと階が高いのでちょっと質問はしていなかったんですが、今回3階建てということで、4号棟、5号棟にソーラーパネルの設置を考えないのかなというふうに、素朴な疑問ですが、それによって非常用照明もそうですが周辺の街灯にもソーラー発電による照明が確保されるだろうと。災害時には周辺一帯がそういう意味では明るくなるというのがあるので、4号棟、5号棟の屋根の上に、傾斜もあるので、ここにはパネルを載せるだけで済む。今民間、個人のアパートにも結構ソーラーパネルを載せているのが結構出てきています。そういった意味で、町もそういうことを考えていかないのかなというふうに思っているんで、今回お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 非常用照明でございます。こちらは当然議場にもついているということでございますけれども、実は3号棟までLED対応でというのがなかったということです。バッテリー対応のみとなっていたというふうに伺っておりました。

それから、太陽光パネルですね。確かに水戸議員おっしゃるとおり通常に分譲マンションとか賃貸マンションについては今太陽光パネルか何かが設置してあって、節電ですとかそういったことに役立っているということでございますけれども、今回事業費の制約、それからさまざま

まな制約があつて、太陽光パネルについては取り入れていないという状況でございます。確かについていけば入居者の負担も軽くなるという部分もうなずけますが、今回は入ってごさいません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○17番（水戸義裕君） 今回はということは、5号棟について将来的にもそれもないというふう
に受け取っておいていいのかどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） この建てかえ事業のメニューが社会資本総合交付金事業という
ことでございますので、実は太陽光パネルがメニューにはないんですね。つまり、補助では取り
入れることがこのメニューの中ではできないという現実もございまして、取りつけていない
ということでございます。つまり、5号棟をご提案申し上げるときにも太陽光パネルについて
はご提案できないということです。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

何点か質問させていただきたいと思います。

まず、第22号議案の補助資料で出てきているんですけども、入札結果調書の2ページなん
ですが、建築工事に関する入札なんです、1番目の企業の施工実績が4かゼロか、あるかな
いかでかなり大きな差が出てきているんですけども、これからこの形でいきますと、新規に
やりたいという方がもしいらしたとしても、ここの段階でもうはじかれてしまうと思うん
ですね。これから公共工事がかなり、今現在も減ってきておりますし、いろんな事業展開を
図っていきたいというところで、新規にやりたいという方もいらっしゃると思うんです
けれども、ここのところをもう少し考慮する余地がないのか。新規参入をやりたいという
方でも、ここがゼロですとまずほとんど不可能というこのやり方をちょっと見直す余
地があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

それと、議案第24号の電気設備工事なんです、6ページで本社所在地、ここのところ
がほかのところは町内企業はかなり多いんです。ほとんど町内企業でいっているん
ですが、この電気工事の部分だけについては町内が1者しかないんですよ。ほかに
例えば先ほど言ったように新規参入をすとか、あるいは町内の企業の育成という
ことも考えたときに、町内業者をもう少しここに入れるべきじゃないかと思
うんですが、逆に町外の業者が入ってきますと、本社

所在地のところ、その隣の災害対応等のところが全然点数が入りませんから、ここもほとんど最初から見込みなしという状況で動いてくると。そうすると、何かすごいアンバランスを感じるものですから、この辺をもう少し町内業者の育成あるいは何かの誘導という形がこここのところでもう少しできないかと思っておりますので、それについてご所見を伺いたしたいと思います。

それと、建物のほうなんですけど、7ページのところでエレベーター工事が入っているんですけども、民間のアパートなり建物を見ると3階建てまでだとエレベーターをつけていないところもあるんですけども、民間設備以上の型かなと思うんですけども、エレベーターをつける基準というのがあるのかどうかについて教えてもらいたいと思っております。

それと、8ページのところで、9ページも絡むんですけど、1号棟から3号棟までもう施工されてきてまして、かなりの入居者がここにおられます。そのコミュニティをちょっと見てみますと、各棟ごとに独立するようなコミュニティを形成されているような感じを受けておりますし、そういう話も聞いております。周辺の方々との交流は、近くに集会所があるからそれでいいということかもしれませんけれども、逆にこの建物のほうに周辺の地域の方、あるいはほかの棟の方も呼び寄せるような設備、そして交流する場というの、これだけ大きな団地になると必要になってくるのかなという、そういう思いもあるんですけども、そのような対応をする予定はあるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、2点目、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 建築工事関係の施工能力ということで、同種工事の施工実績、4点と0点ということで、あるかないかということなんですけれども、一応入札の公告をいたしまして、これらの3件についてはある程度柴田町の公告の内容を見て、同意して参加するといった意志のある企業が参加の申し込みをしたということでございます。この同種工事といいますのは、一応今回規定したのが5,000万円以上の鉄筋コンクリートづくり、または鉄骨鉄筋コンクリートづくりということで、それらの改修工事に元請として施工した実績があるという要件をつけております。今回の事業費から言えば、そんなにレベル的には高いものではなかったのかなというふうに考えているところです。

それから、電気関係、今回県の評価点が700点以上ということで条件を設けました。町内に一応2者ほど対象業者があるのかなということでありまして、そのほかの工事と一緒に750点とか800点とかにしますと、もう1者のほうが入れないというようなことも考慮して、700点とさせていただいたところでございます。

○議長（高橋たい子君） 3点目、4点目、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まずはエレベーターの関係でございます。北船岡町営住宅そのものは高齢者への対応ということで、あと体の不自由な方のための住宅建設ということで、全室をバリアフリーにするとか工夫している部分もございます。それで、公営住宅の基準の中においても、3階以上にエレベーターを設置することができる旨のことが書いてあるということでございます。

コミュニティの関係でございます。自治会的には3号棟なら3号棟、2号棟なら2号棟、単独でもってつくっているんですが、今回4号棟についても各棟に自治会長がいて、それでもってその建物だけのとりあえず組織はできると。確かにほうぼうから集まってきて、今まで違う環境でもって生活されていた方が同じ棟に入るということでは、すぐにコミュニティが形成されるのかということは難しい部分も確かにあると思います。ただ、29B行政区では町営住宅の入居者ともどもさまざまな行事にご案内を当然して、地区全体でコミュニティを深めていきたいということ言われているので、コミュニティについては私は問題なくすんなり入っていくものと期待をしています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ありがとうございます。

まず2ページの第22号議案の建築工事なんですが、先ほど私お聞きしましたのは、企業実績のところ4点とゼロというふうにならちょっと落差があり過ぎるかなというイメージがあったものですから、新規参入の方をするためにはもう少し垣根を低くする必要があるのかなと思ったものですから、ここについてもう少し何か配慮ができないかということをお聞きしたつもりでした。

それと、6ページの電気工事のことなんですが、町内には確かにほかにもいらっしゃるの、そういう方をここに誘導と言っておかしいのかもしれないですけども、なるべく参加するような形にさせていただいて、町内で少しやれるようにしたほうがもっとバランスがいいのかなと思ったものですから、その辺についてもう一回お聞きしたいと思います。

それと、コミュニティ関係なんですけれども、私はちょっと違う物件で、北海道の伊達市に伺って、市営住宅を見せていただいたんですけども、そこは1階にちょっとした部屋がついてありまして、そこは周辺の住民の方も利用できるような形のコミュニティールームというんですかね、そういうのをつくって、そこに高齢者の方々を介護する担当の方とかそういう方が詰めるような形もつくってあって、非常にいいコミュニティができているなというのがあった

ものですから、もしこれだけの人口が集まる一つの団地というか新しいまちができるような形になれば、そういう施設もこれからは柴田町も考えていいのかなと思ったものですから、その辺でお聞きしました。回答のほうをお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1点目、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 同種工事の4点はちょっと大きいのではないかとということです。考え方によっては、同種工事の今回の工事に関して、この工事がきちんと完成すると、そういったことに関して同種工事のウエートはやっぱり大きいのではないかとこのあたりだと思います。ただ、これは4点で全然動かないのかということではないので、毎年この入札参加方針というのは決定しておりますので、その辺で調整なんかもしながら、今後また考えていきたいと思っております。

あと、電気関係の工事なんですけれども、今回の件に関してはやっぱり一般競争入札ということですので、参加する意思があるかどうかということだと思います。やっぱりできない工事には手を出さないというのが企業の本音かなというふうに思います。そういったことで、今後このような形で入札を執り行っていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） コミュニティについて、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） コミュニティについては、まちづくり上の最も大切なものだとすることは当然承知してございます。伊達市のほうとも交流がございまして、お話をお聞きして、うちのほうも参考にできればというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。10番佐々木裕子さん。

○10番（佐々木裕子君） 秋本議員と重複した部分がありますので、1点だけお伺いいたします。

資料の2ページ、建築に対する入札なんですけれども、価格以外の評価項目の中に災害対応等とございます。その中で、町内に本社がありますけれども0点となっておりますけれども、この災害対応等の評価内容というものを伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 災害対応等なんですけれども、町が協定を締結している、それから除雪、融雪契約、それから大雨時の対策業務契約、それをしてしているところに関して、1つでもしていれば2点ということで、町の行政に対しての貢献度という意味での点数でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今3つのものがありましたけれども、そのほかにこれからふやすお考

えはあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 入札関係では今のところこの3つ、先ほど1つ目がちょっとあやふやだったと思うので、公共施設の安全確保に関する緊急対応ということで、何かあったときにすぐ出動してくれるというような企業と、除雪と大雨と、その3点でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。（「ございません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

資料の7ページです。

1点だけ。概要があるんですが、建築面積と延床面積を見ると、3階建てだったら単純に掛ける3になるんじゃないんですか。違いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これは、バルコニーと廊下の分が抜けるんですね。ですから、そういった面積になるということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（建築工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（機械設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号平成29年度二本杉町営住宅建替事業北船岡町営住宅4号棟新築工事（電気設備工事）（債務負担行為）請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時、再開いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第8 議案第25号 平成29年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第25号平成29年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第25号平成29年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、ふるさと柴田応援推進事業や、（仮称）柴田放課後児童クラブの開設に要する経費のほか、台風21号による公共土木施設災害復旧工事を初め、緊急の対応に要する経費等について補正するものです。

これらの財源として、国県支出金、基金繰入金及び町債等の補正を行っております。あわせて債務負担行為の追加、変更並びに地方債の追加を行うものでございます。

これにより補正額は2億205万4,000円の増額となり、補正後の予算総額は119億130万3,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書17ページをお開きください。

議案第25号平成29年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億205万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億130万3,000円とするものです。

主なものについてのみ説明させていただきます。

22ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加は23ページにかけて34件となりますが、これらはいずれも平成30年度当初から遅滞なく事業を執行するために、今年度中に契約行為などの事前手続を行うため、記載のとおり期間及び限度額の設定を行うものです。また、23ページにあります変更1件、平成29年度調理機器等リース料その4については、入札結果に伴う限度額の減額となります。

次のページをお開きください。

第3表地方債補正です。追加1件となります。10月の台風21号に伴う河川の災害復旧事業費として940万円を追加いたします。

27ページをお開きください。

歳入です。

15款1項1目民生費国庫負担金2節社会福祉費負担金3,103万2,000円の増は、利用者増による給付費負担金の交付決定見込みによるものです。障害者総合支援給付費負担金2,597万3,000円、障害児給付費負担金405万9,000円、補装具費負担金100万円をそれぞれ増額しております。

4節児童福祉費負担金334万6,000円の増は、保育給付費の見込みによる子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増額補正となります。

次のページをお開きください。

2項2目民生費国庫補助金3節子育て支援交付金74万9,000円の増は、（仮称）柴田放課後児童クラブの開設に伴う工事等の経費に対する子ども・子育て支援事業国庫補助金を見込みます。

5目土木費国庫補助金3節公共土木施設災害復旧事業補助金1,892万9,000円の増は、地方債補正でもご説明いたしましたが、台風21号の災害復旧事業によるものです。

16款1項1目民生費県負担金2節社会福祉費負担金1,551万5,000円の増は、国庫支出金と同

様に利用者の増に伴う障害者総合支援給付費負担金、障害児給付費負担金及び補装具費負担金の交付決定見込みによる増額補正となります。

29ページになります。

2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金386万2,000円の増は、心身障害者医療費の実績に伴う増額補正を、4節児童福祉費補助金80万5,000円の増は、国庫支出金と同様、（仮称）柴田放課後児童クラブの開設準備に伴う子ども・子育て支援事業の県補助金74万9,000円などを増額するものです。

6目教育費県補助金3節地域学校協働活動推進事業補助金343万7,000円の増は、制度変更により、次の30ページの3項3目1節教育費委託金の地域学校協働活動推進事業委託金の全額について、委託金から補助金へ歳入科目を組み替えるものでございます。

17款2項1目不動産売払収入2節立木売払収入598万5,000円の増は、町有林を間伐した際の木材の売却益を計上しております。

19款1項2目基金繰入金につきましては、財政調整基金から補正財源として7,059万8,000円を繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は、10億6,864万5,160円となります。

31ページになります。

22款1項7目災害復旧事業債1節災害復旧事業債940万円の増は、先ほど地方債補正で説明しましたとおり、台風21号の災害復旧事業に伴う補正計上となります。

次に歳出です。

32ページになります。

2款1項2目企画管理費では、8節報償費3,822万3,000円、13節委託料1,187万1,000円、14節使用料及び賃借料104万円をそれぞれ増額しています。今後のふるさと柴田応援寄附金の増額を見込み、返礼品や業務委託、決済システム利用料の経費を補正計上するものです。

33ページになります。

5目財政財産管理費15節工事請負費342万4,000円の増は、上の組集会所の合併処理浄化槽にひびが入っていることが確認されたため、交換する経費を計上しております。

8目槻木事務所費15節工事請負費108万円の増は、槻木事務所の外部階段が老朽化で危険な状態にありますことから、解体経費の計上となります。

13目地方創生事業費19節負担金補助及び交付金100万円の増は、太陽の村リノベーション関連事業としてらぼるの森の看板設置などの経費をはらから福祉会へ補助するものです。

35ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金2,227万2,000円の増は、国民健康保険事業特別会計へ保険基盤安定分としてルール分の繰り出しを行うものです。

4目心身障害者医療対策費20節扶助費772万5,000円の増につきましては、医療費助成件数の増による増額補正です。

36ページをお開きください。

6目障害者更生援護事業費19節負担金補助及び交付金5,986万7,000円の増は、利用者の増による障害福祉サービス給付費及び障害児給付費の増額補正となります。

37ページになります。

2項1目児童福祉総務費15節工事請負費132万3,000円と、18節備品購入費94万円の増は、歳入でもご説明いたしましたが（仮称）柴田放課後児童クラブ開設に向けた改修費等を補正計上するものです。

5目保育所費7節賃金では、臨時保育士賃金が2,039万3,000円の減となっております。これは、任期つき保育士が増員されたことなどによる減額となります。

39ページをお開きください。

8目施設給付費19節負担金補助及び交付金760万円の増は、小規模保育事業者への地域型保育給付費として不足見込み額を補正計上しております。

4款1項5目健康推進総務費19節負担金補助及び交付金は332万6,000円減となっておりますが、みやぎ県南中核病院企業団負担金では救命救急センターや院内保育所などの見込み額の増減に伴い910万6,000円減額し、また仙南夜間初期急患センター運営経費負担金では、負担基準に基づく平成28年度精算分578万円を補正計上しております。

41ページをお開きください。

6款1項9目農業水利費委託料200万円の増は、林道田中線沿いの排水路のしゅんせつ経費として所要額を補正計上しています。

また、2項1目林業総務費19節負担金補助及び交付金20万円の増は、鳥獣被害防止のための電気柵設置などに関する申請の増加に伴う増額補正となります。

42ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費15節工事請負費199万8,000円の増は、台風21号の影響により、施工中だった下名生剣水地区雨水対策工事の堤防かさ上げ工事に手戻り工事が発生したことによる増額補正となります。

43ページになりますが、4項5目公園緑地費15節工事請負費690万円の増は、一部指定寄附を受けまして、船岡城址公園のスロープカー乗降所及び山頂周辺への街灯整備により、利用者の安全確保を図るほか、白石川千桜公園の園路整備に要する経費を補正計上しております。

44ページをお開きください。

10款1項2目教育管理費15節工事請負費288万4,000円の増は、槻木中学校体育館放送設備改修工事のほか、特別支援用として船迫小学校と船岡中学校校舎の内部階段に手すりを設置いたします。

46ページをお開きください。

11款2項1目土木施設災害復旧費15節工事請負費3,188万円の増は、地方債補正や歳入でもご説明いたしましたが、台風21号により被災した河川や道路の災害復旧経費の補正計上となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費32ページから4款衛生費40ページまでで、次に6款農林水産業費40ページから11款災害復旧費46ページまでといたします。

なお、質疑に当たってはページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

30ページです。

17款財産収入の不動産売払収入で、立木の売り払いという説明だったんですが、町有林はどの分で、大体何本ぐらいになるんですか。この場合の売り払い収入というのは、手数料等を全部差し引いての本当の利益分なんでしょうか。確認します。

それから、すぐその下の18款寄附金で、民生費寄附金と土木費寄附金がありますが、どのようなところからの指定寄附だったんでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） まず1点目、答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 立木売払収入の件なんですけれども、こちらに関しては平成28年度の繰り越し事業で合板製材生産強化対策事業ということで、入間田の二五田の町有林の間伐材

を売り払ったものです。議員おっしゃるとおり、こちらに関しては運搬手数料を差し引いた金額で、このまま丸々歳入に当たるということでございます。

○議長（高橋たい子君） 障害児通園事業寄附金ということなのですが、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 民生費寄附金20万円ですが、寄附相手は七十七銀行社員の愛の募金の寄附金でございます。

○議長（高橋たい子君） 土木費につきまして、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 140万円の相手先でございます。2つございます。1つ目、船岡城址公園山頂の照明代として100万円、これは笠松電気のほうから寄附をいただいております。2点目、白石川千桜公園の植栽代として40万円、これはつばめエイジェンシー、いわゆるパチンコつばめですか、あちらのほうから40万円いただいております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、32ページの議会費から40ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12番森淑子さん。

○12番（森 淑子君） 40ページ、衛生費、13委託料ですが、ごみ収集委託料とストックヤード収集運搬委託料の詳細説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 40ページ、衛生費、委託料のうち、ごみ収集委託料につきましては、町内のごみ収集、運搬の委託料なんですけれども、委託料の額の決定により減額です。原因といたしましては、ごみの量の減量に伴う減額ということで委託料が決定しましたので、それに伴う減額でございます。

それから、ストックヤード収集運搬委託につきましては、昨年からは船岡公民館の駐車場と榎木生涯学習センターの駐車場にストックヤードを設けましたけれども、そこに集めた資源ごみを運搬する業務を業者に委託していたわけなんですけれども、ペットボトルと瓶については委託できたんですけれども、紙資源と缶類については委託できませんで、職員が今まで直営でやっておりました。その委託について、今後職員でなくて業者に1月から委託を行おうと考えまし

て、計上したものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○12番（森 淑子君） ストックヤードを設置したこととごみの減量とは関係あるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 全然ないと言ったら原因はそうでもないと思うんですけれども、人口も減少しておりますけれども、ごみの有料化に伴って毎年少しずつごみが減量しておりますので、その有料化というものと、若干ではありますけどストックヤード、その分がどのくらいというのはなかなか難しいんですけれども、幾らかはストックヤードの影響もあるとは思いますが、大きいのは有料化に伴って毎年減量しているということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

2款総務費の1項総務管理費2目企画管理費にふるさと柴田応援推進事業がありますが、11月末現在のふるさと柴田応援寄附金の額は出ていますか。できるだけ直近の数字を示してください。

それで、この5,000万円というのは大体幾らを見込んで、1億円ぐらいでしょうか、計上しているんでしょうか。

それと、12月に首都圏で新聞に掲載するということがあったんですが、もう一度何日にどのような形で掲載するか伺います。

それから、同じく1項総務管理費の下の方、5目財政財産管理費の中の次のページの15節工事請負費で、先ほど集会所トイレの説明はあったんですが、もう少し詳しく説明してください。

それと、同じページの下の方の13目地方創生事業費19節負担金補助及び交付金のところで、先ほどらぼるの森の看板設置という説明だったんですが、どこにどのような看板を設置するのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 1点目、11末日現在、一番新しいデータでございます。合計で件数では2,740件、寄附額といたしまして4,963万8円でございます。

2点目の5,100万円ほどの今回補正をお願いするわけでございますけれども、寄附額の私ど

もの見込みということでは、3月までの1年間ということでは1億6,149万円ということでは設定をさせていただいております。

3点目の首都圏でございますけれども、12月10日日曜日、12月17日日曜日の2回、東京都内の読売新聞の朝刊に掲載をすることで準備を進めておりました。新聞の大きさは紙面の6分の1ということで、どういった内容が網羅されるかといいますと、まず写真が入ります。船岡城址公園から見下ろす白石川堤一目千本桜、こちらをメインに出しまして、文面の中には柴田町のご案内を10行ぐらいだったかと思うんですが、ご案内しております。さらに、寄附の使い道、桜の事業とかいろんな建設事業がございます。そういったものを全部網羅させていただくことと、あとは牛タンなどのお礼の品々を写真でアップすると。また、新聞ところからQRコード、3つのポータルサイトを落としまして、新聞を見てそこからすぐに申し込めるという利便性を図ったものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 集会所について、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 33ページ上段の工事請負費、集会所トイレ改修工事でございます。

区長からの相談ということなんですけれども、合併処理浄化槽にひびが入ったということで、周辺土砂が浄化槽の内部に侵入して、土地の上部に陥没があるのが発見されたものですから、浄化槽を交換するというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 太陽の村の関係について、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） らぼるの森の看板関係なんですけれども、らぼるの森は4月から開業して、約1万人とは言えないんですが、オーダー数が大体1万個ぐらいということで、おおよそ1万人ぐらいの方がお見えになっていると思います。それに伴って、「らぼるの森はどこにあるの」という話とか、「太陽の村にあるんです」と言っても「太陽の村はどこにあるの」という、そういったことになりまして、はらからのほうといろいろ協議した結果、現在太陽の村の大きい看板がしまむらの向かい側のところと、あとは船迫の友のところの入り口、ちょうど入っていくところにありますので、あのところにらぼるの森の看板を入れるのが1つと、そこからずっと上に上がって行って、羽山神社のところまで来て、成田側におりるんですけれども、間違っ成田側におりてしまわれる方が多いみたいなので、あの手前に、ちょうど上るところに太陽の村とらぼるの森ということで2つわかるように看板をつけたいと、今回そういう申し出がありましたので、それを含めて補助として出すという形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 柴田応援寄附はたくさん集まるといいですね。これは、宮城県では販売されませんよね。何か知らせるということはできますか。要は首都圏に載ったということは何かで知らせるというのも、例えば町民も「ああ、そんなのが載ったのね」という思いってやっぱり大事かなと思うんですが、何かであるといいですよ。ホームページでも何でも構わないんですが。

それから、済みません、集会所のトイレはどこというのが先ほどちょっと聞き取れなかったのですが。それと、それからそのトイレはもう洋式化は終わっているのでしょうか。まだだったら、こういう機会に終えてしまうというのも一つかなと思うんですが、そこまではしないんですか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 1点目、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（鈴木 仁君） 東京のほうにしたというのは、東京のほうからいただく方が都道府県を見ますとトップということでございました。読売新聞に決定させていただきましたのも、中央紙の中で読売新聞がシェアトップだということで、そちらに重点を置かせていただいて、アップさせていただくということにして、思いを込めた新聞記事ということでさせていただきたいと思っております。県内ということは、町内には、済みません、現在は考えていないわけでございます。

○議長（高橋たい子君） 2点目、財政課長。

○財政課長（相原光男君） 申しわけございません、集会所ですね。入間田の上の組集会所です。円龍寺の近くです。

それで、洋式化されているかどうかなんですけれども、ただいま確認しておりますので、後で回答させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 新聞掲載についてはそういう意味ではなくて、例えば町のホームページにこういう形で読売新聞に載せましたよとかというのでも載せれば、町内でも宣伝になるかなというか、ほかの人に「見てね」とか、「こういう形で載りましたよ」とか、町外の方、特に首都圏の方に声をかけたりもできるんじゃないかなと思ったので。町民にこういうことがあったんだということを知らせるということも大事なんじゃないかなと思ったので質問したんです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと言葉は悪いんですが、町民にはなるべく知らせたくはないとい

うのが実情でございます。それから、宮城県にも余り知らせたくない。やっぱり東京をターゲットにしたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 次に、40ページの農林水産業費から46ページの災害復旧費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 舟山です。

46ページの給食センター費、需用費が346万6,000円で、修繕料が30万円、光熱水費が316万6,000円ですか。まずこのそれぞれの内訳を教えてくださいというのが1つと、最近給食センターが雨漏りしたということで、それがちょっとひどかったというふうにお聞きしているんですが、それは今回のこの修繕料とかには含まれていなくて、町としては例えば緊急に対応が必要ということで予備費で急ぎ修繕するとか、ちょっとそこも念のために確認したいんですけれども。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 給食センターの需用費346万6,000円、修繕料30万円、光熱水費316万6,000円ということで、内訳なんですけど、修繕料に関しては今後調理機等の修繕が発生するであろうということで、今の修繕料の予算ではちょっと不足が生じるのではないかとということで、今後の見込みでの30万円の補正になります。

それから、光熱水費のほうは電気料になります。昨年、平成28年度に調理機器リースによって導入した食器食缶消毒保管庫を電気式に変更しました。当初予算は昨年計上が早かったものですから、リース導入時期とちょっと差があって計上できなかったということで、今回確実に不足するということが判明しましたので、電気料として補正をさせていただいております。

それから、雨漏りのほうなんですけど、現実に雨漏りがあったことは確かなんですけど、その件に関しては今積算をしまして、来年度の当初予算のほうで対応していきたいということでは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 下のほうに使用料及び賃借料でリース料が債務負担となっておりますが、マイナス99万4,000円となっていたんですが、今光熱水費が、電気を使う機械がどうかと言っていましたけど、それがこのリース料に含まれるものなのかという点。

あと、さっきの財政課長の説明では、見積もりをとり直したらリース料、資料でいくと23ペ

ーに債務負担行為の変更ということで、6年間で8,300万円ぐらい見ていたのが補正後には7,200万円と900万円ぐらい、つまりもう一回業者に見積もりをとり直したらリース料がこのくらい安くできたということなのか、ちょっと確認したいんですけども。以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、14節の99万4,000円減額ということで、こちらは議員おっしゃるとおり債務負担行為の変更と連動しております。平成29年度、今年度なんですけど食器の洗浄機等が今回4回目になります。平成26年度、27年度、28年度、29年度と毎年度、給食センターの内部の調理機器等をリースで更新してきておりますが、まずこの部分に関しては29年度分ということで、食器等の洗浄機をことし導入いたしました。夏休みに導入をするということで、それに間に合う契約をさせていただいて、洗浄機等のリースの契約が確定したということで、まず債務負担行為のほう、7年間リース分ということでまず減額をさせていただきました。こちらの14節の99万4,000円は、ことしの債務負担行為をしてリース契約をした29年度分のリース分が全体的に下がったということで今年度分のリース料も下がりましたということでこの分が減額になっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ここで、さきに16番白内議員の質疑、集会所関係で答弁保留となっていた件で財政課長から答弁があります。どうぞ。

○財政課長（相原光男君） 上の組集会所の洋式化についてです。確認しましたら、1基が洋式化されていて、2基が和式ということです。過去に行政区のほうから洋式化について要望をとりまして、そのときには上の組集会所については、そういった要望はなかったということです。

○議長（高橋たい子君） これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号平成29年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第26号 平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第26号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第26号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前期高齢者交付金の増額によるものです。

歳入につきましては、前期高齢者交付金の交付決定、保険基盤安定繰入金の確定見込みによる増額であります。

歳出につきましては、保険給付費の増額であります。あわせて債務負担行為の追加を行うものです。

歳入歳出それぞれ9,276万5,000円を増額し、補正後の予算総額を49億3,315万円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書51ページをお開きください。

議案第26号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,276万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億3,315万円とするものです。

54ページになります。

第2表債務負担行為補正の追加です。

診療報酬明細書審査業務及び国民健康保険税電算処理業務に係る委託料の追加2件ですが、これらは平成30年度当初から執行予定の事務事業で、本年度中に事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間につきましては、平成30年度となります。限度額はそれぞれ記載のとおりです。

56ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものについて説明をさせていただきます。

4款1項1目療養給付費交付金1,321万8,000円の減額ですが、これにつきましては退職者医療交付金の変更決定によるものです。

5款1項1目前期高齢者交付金1億471万4,000円の増額ですが、これにつきましては65歳以上の前期高齢者の医療給付費に対し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、交付金の決定によるものです。

6款2項1目財政調整交付金2,100万3,000円の減額ですが、県財政調整交付金1号交付金の交付決定見込みによるものです。

次に、9款1項1目一般会計繰入金2,227万2,000円の増額ですが、これは保険基盤安定制度に係る一般会計繰入金の確定見込みによるものです。

次に57ページ、歳出になります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費7,190万3,000円の増額、2款2項1目一般被保険者高額療養費2,006万2,000円の増額ですが、今後の保険給付費見込み額を算出した結果、増額補正するものです。

2款5項1目葬祭費75万円の増額につきましては、今年度の11月末までの実績に基づき、増額補正をお願いいたします。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正を含め歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

57ページの2款保険給付費1項療養諸費の財源内訳のところ、国県支出金が3,422万1,000円のマイナスになっている説明をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 療養給付費の特定財源のところなんですけれども、財源調整に係るものとなります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 済みません、もうちょっと詳しくお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 療養給付費の伸びが半年間の間に約4%近く、昨年度比で伸びております。そちらの分を勘案して、今後の半年分を見込みましてこの支出見込み額を割り出しまして、国県支出金で後から来るものと合わせて特定財源と割り振りをしたものになります。

○議長（高橋たい子君） 再々質問ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号平成29年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第27号 平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第27号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第27号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳入につきましては平成28年度分の消費税等の額確定に伴う還付金及び還付加算金の増額補正です。歳出につきましては、平成28年度の消費税等の額確定に伴う確定申告分の減額と、汚水枝線工事費の増額補正です。あわせて債務負担行為の追加を行うものです。

歳入歳出それぞれ270万1,000円を増額し、補正後の予算総額を15億3,396万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い

願いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書59ページをお開きください。

議案第27号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由を申し上げましたが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ270万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億3,396万6,000円とするものです。あわせて債務負担行為の追加を行うものであります。

61ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正です。追加は2件となります。これらは、平成30年度当初から遅滞なく事業を執行するために、今年度中に契約行為などの事前手続を行うものであります。マンホールポンプ保守管理委託及び法適化移行業務委託料となります。期間及び限度額については記載のとおりとなります。

63ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目他会計繰入金1節一般会計繰入金529万円の減額は、平成28年度分消費税等の確定に伴い、歳入が増額となったことにより一般会計へ戻し入れを行うものです。

6款3項1目雑入1節雑入の29万8,000円の増は、平成29年度に受講する研修に対しまして、一般財団法人宮城県建設センターからの助成金の交付決定によるものです。

2節消費税及び地方消費税還付金769万3,000円の増は、平成28年度決算に基づく消費税及び地方消費税の確定額が、収入に比べ課税支出額が大きかったことなどによるものです。

還付加算金につきましては、確定申告日から還付されるまでの日割りによるものでございます。

次に、歳出です。

64ページをお開きください。

1款1項2目汚水管理費27節公課費463万2,000円の減は、歳入でも説明いたしました平成28年度消費税及び地方消費税の確定による減額補正となります。

2款1項1目公共下水道建設費3節職員手当等の10万3,000円の増は、工事説明会等の時間外勤務手当の増額補正となります。

13節委託料12万円の増は、清住2号公園代替公園に寄附の申し出がありました。サツキ、ツ

ツジの植栽費用に伴う増額補正となります。

15節工事請負費700万円の増は、上名生字新大原地区の汚水枝線工事を実施するための増額補正となります。

3款1項1目流域下水道費19節負担金補助及び交付金の11万円の増は、県の流域下水道事業で処理場及び管渠の修繕が必要となった経費につきまして、関係団体の負担割合に基づく負担をする金額を増額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正を含め歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号平成29年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第28号 平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第28号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第28号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、保険料及び保険給付費が主な内容となっております。

歳入につきましては、第1号被保険者に係る保険料の増額、歳出につきましては、介護サービス給付費等の増減となります。

歳入歳出それぞれ1,002万円を増額し、補正後の予算総額を29億7,079万1,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、議案第28号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

議案書69ページをごらんください。

第1条です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,002万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ29億7,079万1,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

73ページをごらんください。

主な項目のみ説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料1,000万円の増額は、主に課税所得段階別の変更等による保険料の増額となるものです。

3款2項4目介護保険事業補助金の98万円の増額は、9月会議で議決をいただきました介護保険特別会計の介護保険システムの改修委託料について、国庫補助金が該当するか不明でありましたが、今般、国庫補助金の対象となることが確定いたしましたので、歳入の補正を行うものです。

7款1項2目2節の事務費繰入金96万円の減額は、先ほどご説明しました介護保険システム改修の委託料の財源として国庫補助金の対象となったことから、一般財源を減額するものです。

続きまして、歳出の補正について説明いたします。

74ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費7節賃金の2万円については、10月1日からの最低賃金の改定に伴う臨時職員の賃金の差額の計上となります。また、財源の内訳につきましては、歳入でご説明いたしましたとおり介護保険システム改修が国庫補助金の対象になったことからの財源構成となります。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費3,200万円の増額から、75ページの2項介護予防サービス等諸費、3項その他の諸費、4項高額介護サービス等費、76ページの6項特定入所者介護サービス等費の1目特定入所者介護サービス費の1,000万円の減

額までにつきましては、おのこの介護サービス給付費の増減は給付費の支出見込みによる補正となります。

4款2項5目在宅医療介護連携推進事業費8節の報償費28万9,000円の増額は、協議会開催日数が当初4回予定をしておりましたが6回になったことや、協議会の中において介護保険業務研修を実施することから、出席謝礼の報償を補正するものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号平成29年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第29号 平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第29号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第29号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、後期高齢者医療保険料の増額によるものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額であります。

歳入歳出それぞれ1,092万9,000円を減額し、補正後の予算総額を3億9,387万3,000円とする

ものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書77ページをお開きください。

議案第29号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,092万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,387万3,000円とするものです。

80ページになります。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料323万2,000円の減、2目普通徴収保険料1,723万2,000円の増、合計で1,400万円の増額補正ですが、これにつきましてはそれぞれ被保険者の移動に伴う現年度分の保険料の増減によるものです。

3款1項2目保険基盤安定繰入金374万8,000円の減ですが、一般会計の県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により、繰入金が減となるものです。

次に、5款2項1目保険料還付金21万6,000円の増ですが、所得の変更等により還付対象者が増加したことによる増となります。

次に、81ページです。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,025万2,000円の増ですが、被保険者の移動に伴う現年度分保険料が増となったことにより、広域連合への納付金を増額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金21万6,000円の増ですが、所得の変更等による過年度分の還付対象者が増加したことによる増額になります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号平成29年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第30号 平成29年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第30号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第30号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、消費税等の増額及び新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を補正するものであります。

収益的収入支出につきましては、収入の補正はなく、支出のみの補正となります。収益的支出は178万7,000円を増額し、補正後の予算総額は11億7,338万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 83ページをお願いいたします。

それでは、議案第30号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

第2条ですが、予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入については、ございません。

支出です。

第1款水道事業費用、既決予定額11億7,159万8,000円に178万7,000円を増額し、補正後の額を11億7,338万5,000円とするものです。詳細については後ほどご説明いたします。

第3条です。予算第9条の次に第10条としまして新年度当初より行わなければならない水道施設の業務委託についての債務負担行為2件を定めるものでございます。

第10条の表でございます。1件目は、柴田町水道施設中央監視システム監視業務委託、2件目、防災行政無線装置保守点検業務委託となります。期間及び限度額については記載のとおりでございます。

次に、84ページをお願いいたします。

第4条です。予算第7条に定めております職員給与費を13万円増額し、4,625万7,000円に改めるものです。

次に、91ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入はありません。

支出です。

款1水道事業費用で1項営業費用の4目総係費5節法定福利費、職員共済組合負担金ですが、9月補正予算提出後に定時決定があり、不足が判明したことから、追加補正するものです。

また、2項営業外費用の3目消費税及び地方消費税ですが、平成28年度の消費税額の確定により、今年度内に中間納付に不足が見込まれるため、165万7,000円の増額補正をお願いするものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は収入・支出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号平成29年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第31号 平成29年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第31号平成29年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第31号平成29年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳出の農林水産業費におきまして、地域アグリビジネスを支援する農業振興事業の増額補正を計上しており、その財源として基金繰入金を充てております。

これによります補正額は877万8,000円の増額となり、補正後の予算総額は119億1,008万1,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） それでは、詳細説明をいたします。

追加議案書1ページをお開きください。

議案第31号平成29年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億1,008万1,000円とするものです。

4ページをお開きください。

上段は歳入です。

今回の補正財源として、19款1項2目基金繰入金におきまして、財政調整基金から877万8,000円を繰り入れいたします。これによります財政調整基金の残高は、10億5,986万7,160円となります。

下段は歳出です。

6款1項3目農業振興費に877万8,000円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金におきまして、地域アグリビジネス事業支援補助として計上しております。補助の内容は、農事組合法人下名生ファームが、「ぜいたく味噌」をつくっており

ます柴田特産品加工組合の事業を継承する形で、現在の加工場の建てかえを行う事業に対し、県補助に加えて町もその整備費用の一部を補助するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） それでは、お配りしました平成29年度柴田町議会12月会議議案第31号関係資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、大変申しわけございません。資料の訂正をお願いしたいのですが、資料1ページ中段にイメージ図が書いてあるんですけれども、真ん中のところ、「味噌加工施設の建設」とすべきところ、「工」という字が抜けておりましたので、加えていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明の前にここまでの経過について若干触れさせていただきたいと思えます。

ただいま財政課長の説明のとおり、柴田特産品加工組合、下名生にございまして、そちらで地元の米、大豆を使って添加物を使わない「ぜいたく味噌」ということで、約40年間にわたって町の特産品としてつくってまいったんですけれども、これに対して町は平成27年度の地方創生事業でこの「ぜいたく味噌」というのはどういうものなのかということをもう一度価値を見出そうということで、消費者の意識調査をしたり、成分分析等を行ってきた経過がございます。

意識調査に関しては、町内では特に認知度は高く、評判もよい。あとは贈答品等で全国各地に発送されているというようなことで、アンケート調査をとってもかなり評判がよろしかったと。また、みその成分分析においても、先ほど申し上げたとおり添加物を使っていないということで、塩分控え目で、うまみのもととなるアミノ酸の成分が高いなど、素材のよさというのが数値的にも検証されたという経過がございました。

ただ、その一方で加工施設が老朽化して、機械とともに改修・更新が必要であるということが指摘されておりました。

加えて、組合員の方の高齢化もございまして、世代交代をする時期を迎えていると。きちんと味や技術の継承が必要ですねというような話もございました。

その次の平成28年度、昨年度になりますが、同じく地方創生事業の中でそういったご指摘に対応するというので、施設の実施設計等を行っております。本当は29年度で建設、今年度建設ということで目指していたのですが、補助メニューがなかなか見つからないということがございまして、来年度、平成30年度に向けて財源の検討や法人化の取り組みを模索していたとこ

ろでございました。

そこで、今回のアグリビジネス経営基盤強化整備事業というものが出てきたんですが、当初そのアグリビジネスの補助事業を含めて、町は交付金とか補助金を国とか県に確認したり、あとは民間の資金等の導入ができないかということで、いろいろ検討を行ってきました。その中で、最低どんな補助を受けようとも法人化が必要だというような話も出てきておまして、たまたま同じ地域に先ほど出ました農事組合法人下名生ファームという法人がございまして、こちらのファームと特産品加工組合はともに地域農業の振興、集落の活性化、そういった目指す方向も一致するというので、補助金の財源の手当てがつかないながらも、法人の将来の統合を見据えて勉強会を2回ほど開催しておりました。その中で、宮城県のほうから改めて今回のアグリビジネス経営基盤強化整備事業というものを、実は3次募集ということで、2回目も実はチャレンジしませんかという話があったんですが、まだ勉強会も始まっていなかったということもございまして、3次募集の話があった時点で既に下名生ファームと特産品加工組合のほうで勉強会をしておまして、その中でやはり同じように施設の更新・改修が必要だということの話し合いで、結果としては両者でお話し合いをしていただきまして、先ほど財政課長の説明にもございましたとおり下名生ファームが特産品加工組合のみそづくりの事業を引き継ぐという形で今回この事業に応募したという経過がございました。

こちらに関しては、応募してすぐに認められたかということではなくて、11月20日に県のほうで事業のプレゼンテーションがございました。法人のほうから2人、説明に出ただいたんですが、その内容が外部団体も含めて審査員6名の方から、どちらかというところのようにやっていったら大丈夫ですというような提案型というか、そういった評価を受けまして、今回この事業に取り組むということで内示が出たと聞いております。

前段がちょっと長くなりましたが、改めまして資料に基づいて簡単に説明させていただきますと、1ページ、まず目的でございますが、しばた食と農のまちづくり条例基本計画の中で、6次産業化及び他産業との連携による付加価値の高い農業の振興を図るということで、今回の事業はみそなどの農産加工品の製造販売を行う施設、機械の整備に知事より事業の認可を受けた、そういったものに対して経費を補助するというような形でございます。

これらの効果なんですけれども、米、大豆、原材料をみずから生産する下名生ファームが特産品加工組合からみそづくり事業を引き継ぐということで、6次産業化によって法人経営の安定を図っていくという内容でございます。

このアグリビジネス経営基盤強化事業については、先ほど説明が抜けてしまったんですが、

5年後に1億円の売り上げを目指すというような大きなハードルというか、高い目標がございまして、その辺もあって、米だけではなかなか下名生ファームの経営も立ち行かなくなってくるということで、今回この事業を取り入れたということでございます。

また、製造したみそを直接売るということもあるんですが、一方では付加価値をつけて、クルミみそなど、当然今まで開発されてきているものもございまして、より消費者に好まれる商品開発が促進されると思われまして。

あと、6次産業化や直売に取り組むということで、地域内の雇用が生まれるということで、また野菜等に関しても下名生ファームそのものでもつくっていただくようになると思うんですが、地域の高齢者の方にもお願いするというので、高齢者の生きがい対策、集落の活性化等が図られると思っております。

事業主体でございますが、農事組合法人下名生ファームでございます。構成員は13名でございまして、平成27年1月5日に設立されております。経営の内容なんですが、農産物、水稻、大豆、大麦、野菜等の生産販売を行っておりますが、今回改めて農産加工品の製造販売ということで、定款に定められている内容に従ってこちらのほうに取り組んでいくというような内容でございます。

このイメージ図なんですが、柴田特産品加工組合、設立は昭和55年ということで、もう40年ほど活動されておりますが、組合員22世帯で今までやってきた事業を下名生ファームが引き継いでいくということで、今回、下名生ファームによってみそ加工施設の建設を行うことによって、6次産業化による経営の拡大・発展を図っていきたくと考えております。

対象経費でございますが、県知事の認定を受けたアグリビジネス経営基盤強化整備事業の経営革新計画を達成するために必要な施設・機械等の整備という形になります。これらの内容についてなんですけれども、大きく2つございまして、1つは施設の整備ということで後ほど図面でもって説明させていただきますが、木造平屋建ての建物1棟、面積が152.78平米、約46坪の建物を建設すると。もう1点が、加工機械の更新ということで、こうじの発酵機だとか、大豆の蒸し缶とか、今までずっと使ってきたものもあるわけなんですけど、だましだまし使ってきた部分もございまして、それらを更新するという内容でございます。

総事業費が4,103万7,062円ということでございまして、そのうち県の補助対象事業費としては3,511万4,200円、県の補助金の内示額はその2分の1で1,755万6,000円になります。1,000円未満切り捨てということでございます。

今回、先ほど財政課長が申し上げましたとおり、町の補助金は県補助対象事業費の4分の1

以内ということで、3,511万4,200円の4分の1、877万8,000円になります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

建物の案内図、配置図でございます。

建設場所については、現在特産品加工組合の工場があります同じ場所に建設することになるんですが、ちょうど下名生児童遊園がございまして、その南側ということになります。

左側が配置図でございますが、図面の町道と書いてあるところの上の部分が下名生児童遊園になります。

現在ある建物を解体して、今回改めて建物を建てるというような形でございます。

延べ床面積は、先ほども申し上げましたが152.78平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

現在計画されている施設の1階の平面図でございます。今回は、面積が152.78平米ということで、現在195平米の施設で今まで使っていたわけなんですけど、古い公会堂、集会所を利用して来たということもあって、効率よい利用ではなかったということでございます。平成28年に特産品加工組合の実働隊の皆様といろいろ打ち合わせをして、このような平面計画になっております。

左側から説明させていただきますと、町道側の販売コーナーと書いてあるところが今回直売所を設置するところでございます。こちらに関しては、つくりましたみそ、みそ加工品等の販売はもちろん、あと、後ほど説明しますが、加工品等の製造、あとは地域の野菜等をこちらのほうで販売していきたいということで考えております。

その下の部分が事務室、休憩室という形なんですけど、今までこういった部分もなくて、組合内での話し合いはどうしても集会所を使っていたんですが、ここで休憩しながらいろいろなものを検討したりとかするようになるかと思っております。

その右側なんですけど、通路になるわけなんですけど、この通路に面して倉庫ということで米、大豆の倉庫であるとか主要の倉庫、あとは作り終えた製品を出す前にここに保管しておくというようなところがございます。

その隣が作業場という形になるんですけど、2つございまして、上の狭い部分、加工食品作業所と書いてあるところが飲食店営業で弁当とかおにぎりをつくったり、そういった許可をとる予定でございますし、あとは総菜、菓子製造の免許もこちらのほうで取るような方向で検討しております。

下の作業場に関しては、みそ加工に使う作業場ございまして、既存の作業場よりも若干大

きくなって、形が正方形で使いやすくなっております。

一番右端がみその貯蔵庫ということで、こちらのほうは大体15平米ぐらい実質的には面積が減っているような形なのですが、効率よくみそを回すというようなことで、早いものであれば製造して大体1カ月ぐらいでみそを出していけるというような工程をきちんと組んでいけば、このぐらいの大きさでも十分大丈夫だというようなお話を聞いておりますので、このような計画で進めたいと考えております。

なお、これらに関しては現在保健所のほうとこのような内容で問題ないか、改めて計画を協議しているところでございます。

4ページ目です。

これが各立面図でございますが、全体的にはコンパクトに、お金がかからないようにということで、当時の加工組合からもそういったことで余りお金をかけないような形で今回の事業を進めるということですので、町のほうもしっかりと支援していきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号平成29年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 意見書案第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

○議長（高橋たい子君） 日程第15、意見書案第2号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。12番森淑子さんの登壇を許します。

[12番 森 淑子君 登壇]

○12番(森 淑子君) 12番森淑子です。

ただいま議題となっております意見書案第2号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)

人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、国連で7月7日、加盟国の3分の2(122カ国)の賛成で採択された。また9月20日に国連本部で始まった核兵器禁止条約に署名した国は50カ国に達し、実現に向け大きく前進した。

核兵器禁止条約は、その前文に「ヒバクシャの苦難を心に留める」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じている画期的なもので、核保有国が条約に参加する道もつくられている。2017年のノーベル平和賞は、「核兵器禁止条約」の採択に貢献した国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン(ICAN)」が受賞した。この受賞は、核保有国とその傘に入る国を動かす大きな原動力になる。

速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器使用を禁止する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」には、日本では宮城県村井知事を含む875市町村の首長が賛同し、署名している。また、世界の7,453都市が加盟する平和首長会議も核兵器禁止条約の締結を求め取り組みを進めている。安全保障上、核兵器が必要だと言い続ける限り、核の脅威はなくなる。

政府には、核兵器のない世界を目指してリーダーシップをとり、核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務めると、自ら明言したとおりの行動が求められる。

よって、国に以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を一日も早く署名・批准すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年12月7日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

防 衛 大 臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第16 意見書案第3号 介護福祉施策の充実を求める意見書

○議長（高橋たい子君） 日程第16、意見書案第3号介護福祉施策の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番安部俊三君の登壇を許します。

〔11番 安部俊三君 登壇〕

○11番（安部俊三君） 11番安部俊三です。

ただいま議題となっております意見書案第3号介護福祉施策の充実を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

介護福祉施策の充実を求める意見書（案）

国の一連の社会保障制度改革では、高齢化の進展による社会保障費の増大から、公的給付の抑制と国民の負担増を求める状況となっている。2018年度からの介護保険制度・介護報酬改定に当たっては、政府は社会保障のサービス削減と負担増につながる内容を含む制度の見直しが検討されている。

2015年度からの介護保険制度改定では、介護保険料が上がり、一部の利用者は介護サービス利用料の自己負担がアップした。利用者は、今まで利用できていたサービスを制限せざるを得

ないなど、要介護者とその家族から将来への不安の声も出ているのが現状である。また、2015年度介護報酬改定は、過去最大規模、4.48%もの引き下げが行われたことにより、介護事業者は厳しい環境に置かれている。介護現場では、介護人材の不足や厳しい事業運営を抱えながら、利用者の介護を支えている。介護を社会的な制度として充実させていくことが求められている状況にもかかわらず、利用者からは今後のサービス利用への不安が寄せられ、介護事業者からは、人材確保と事業運営の困難が寄せられている。

老いや、それに伴う病気や障害があっても人間らしく生活が維持できるようにするのは社会全体の役割である。それが社会保障の基本理念であり、国民の生存権を保障する憲法第25条の精神である。全ての要介護者が個人として尊重され、安心して生活が送れる介護福祉施策充実のため、以下4点の措置を確実に実施するよう強く要望する。

記

1. 介護従事者の待遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つよう基本報酬の底上げを図ること。

2. 介護保険料の引き上げを抑制するため、介護保険制度における国の負担割合を引き上げること。

3. 介護サービスの利用料を抑制し、サービスの必要な人が、安心して介護サービスを受けられる制度改定を行うこと。

4. 国会及び政府は、社会保障充実のため、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99号の規定により意見書を提出します。

平成29年12月7日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号介護福祉施策の充実を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

○議長（高橋たい子君） ここで、配付しております議事日程の訂正をお願いいたします。

裏面の「日程第21」とあるのは、「日程第17」に訂正をお願いいたします。

日程第17 陳情第4号 日本政府へ「核兵器禁止条約の批准を求める意見書」提出
に関する陳情

陳情第5号 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳
情

○議長（高橋たい子君） 日程第17、陳情に入ります。

12月会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第4号及び陳情第5号については、さきの日程にてそれぞれ意見書案第2号及び第3号として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

総務、文教厚生、産業建設、議会広報の各常任委員長から12月会議後の委員会活動願がお手元に配付いたしました内容で出されておりますので、ご承知願います。

これで12月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、平成29年度柴田町議会12月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議では、平成29年度柴田町一般会計補正予算についての専決処分を含む報告3件、柴田小学校区放課後児童クラブを開設するための条例、工事請負契約に関するもの4件、一般会計補正予算ほか各種会計補正予算5件の合わせて議案12件、提案申しあげました全てで原案のとおり可決いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

また、一般質問では16人の議員の皆様から31問14課にまたがる104項目の内容の提案をいただきました。質問では、小学校、中学校における児童生徒のいじめ問題や、学校トイレの改善など、将来を担う子どもを取り巻く環境の整備について、多くの議員の皆さんからご意見をいただきました。また、台風21号に関連する災害対策や、災害時のSNSを活用した情報発信といった新たな提案もいただきました。さらに、定住人口の増加のための空き家の活用、図書館の新たな活用方法や、町なかへのベンチの設置、タウンセールスの強化といったさまざまな意見や提案がありました。

このように、一般質問で提案されましたことにつきましては、真摯に受けとめながら、できることから取り組んでまいります。特にトイレの洋式化率をさらに向上させるために、小学校と中学校のトイレの洋式化を国の学校施設環境改善交付金を活用しながら、100%を目指してまいります。また、災害時の優先避難所となる3つの生涯学習センターのトイレ洋式化については、緊急防災・減災事業債を活用して、まずは船迫生涯学習センターのトイレ整備から進めてまいります。さらに、役場庁舎の1階トイレにつきましては、多くの町民の皆様が利用されますので、町の単独事業で改修いたします。

さて、少しお時間をいただいて、この1年間を振り返らせていただきたいと思います。

この1年間、地方創生に関する事業が着実に進められ、ある程度の成果が出たのではないかとこのように思っております。ただいま追加補正予算でお認めいただいたように、地域資源の活用では地域アグリビジネスへの支援ということで、ぜひたく味噌の6次産業化への道筋ができたと思っております。

インバウンド政策では、20台余りの台湾を中心とした外国人専用観光バスが乗り入れ、2,500人を超える外国人観光客にお花見を堪能していただきました。

シティプロモーションにおいても、「花のまち柴田」の知名度が高まったこともあり、平成28年度のふるさと納税については1億4,400万円の寄附をいただきました。今年度は、11月末現在で昨年より1,240件、1,079万円増加し、4,963万円となっていますので、1億6,000万円を

超える応援寄附を期待しているところでございます。

社会インフラの整備においても、船岡小学校の大規模改修、東船岡小学校や船迫中学校でのトイレの洋式化、船迫小学校、槻木小学校のFF式暖房機への更新を行いましたし、北船岡町営住宅4号棟の発注、通学路となっている船岡南8号線の歩道設置工事が順調に進んでおります。さらに、太陽の村にはターザンロープが完成しましたので、子どもたちには元気いっぱい外で遊んでほしいと願っております。

次に、局地冠水対策マニュアルの対象地区においても、早急に水害対策を施工したこともあり、台風21号においてはそう大きな被害が発生しないで済みました。

また、住民や商工会、まちづくり会社などが主体的にかかわったイベントや寄席、お祭りや花マルシェ等も盛り上がりましたし、現在行われているファンタジーイルミネーションも5日間現在で1,072人ものスロープカー乗車がありました。前回と比べて249人増加し、伸び率が130%となっております。ぜひ皆さんも山頂に上って、99万ドルの夜景を堪能していただければというふうに思っております。

さらに、ことしはベラルーシ共和国新体操女子ナショナルチームを迎えるホストタウンとしての採択を受けました。今回、交流事業として行った幼稚園児や小学生との触れ合いは、ベラルーシの選手や子どもたちにとっても大きな刺激となり、大変好評でした。

このように、柴田町のこの1年は町民の中に少しやる気生まれ、元気が増し、活気に包まれた年になったのではないかと考えております。

人口減少時代を迎えた中で、これからのまちづくりというのは定住人口の増加につなげる交流人口の増加だけではなくて、柴田町のまちづくりを応援してくれるファンや、一緒に地域の課題解決に向けて汗をかいてくれる仲間をふやしていく、いわゆる関係人口の増大、私はつながり人口と言っておりますが、そういうことを図っていく時代に来ているのではないかなというふうに思っております。国も地方創生の中で新たな地域活性化策として関係人口の増大というのを提唱し始めております。今後、柴田町が持続的に発展していくためには、まずそこに住んで生活している人たちが人口減少への危機感をばねに、みずからの力で立ち上がることではないかと思っております。

柴田町のまちづくりは、まずは柴田町に住んでいる町民みずからの手で始めることではないかというふうに思っております。なぜなら、柴田町の外に住んでいる人たちには、柴田町のよさや地域の課題を肌で感じるができないため、地域の問題を解決する知恵が私は浮かばないというふうに思っているからです。私としては、柴田町や地域に住む一人一人が少しでも柴

田町や地元をよくしていこうという思いや意欲を引き出しながら、さらに柴田町を応援するファンや仲間や専門家といった人財やそのネットワークを活用し、協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

今後ともインバウンド政策、シティプロモーション活動、フットパス構想の実現への取り組みを進化させるとともに、ランドスケープデザインに基づいた町並みの形成、街路樹や公園やベンチを備えたオープンスペースなどのグリーンインフラの整備、体育館や図書館などの交流施設の整備を通じて、快適な都市環境の創造や歩いて楽しいまちづくりを積極的に取り組みたいなというふうに思っております。

ことしも残りわずかとなりましたが、新たな議会が構成された中での1年間、これまでの議員各位のご指導に感謝を申し上げますとともに、3万8,000人の町民の皆さんがご健勝で新年を迎えられるようご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきたいと思っております。

この1年間、本当にありがとうございました。全会一致の議案でございますので、きょうの忘年会は大変盛り上がるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） これをもって平成29年度柴田町議会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後2時49分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月7日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 7番 秋 本 好 則

署名議員 8番 斎 藤 義 勝